日高市
国土強靱化地域計画

（案）

令和４年３月

日　高　市

目　次

第１章　計画の概要 1
　１－１　策定の趣旨 1
　１－２　計画の位置付け 1
第２章　本市の概要 3
　２－１　本市の自然条件 3
　　（１）位置・面積 3
　　（２）気候 3
　　（３）地形 3
　　（４）地質 4
　　（５）地盤 6
　　（６）活断層 6
　　（７）土地利用 8
　２－２　本市の社会状況 9
　　（１）人口等 9
　　（２）産業・経済 11
　　（３）交通 15
　２－３　過去に被害をもたらした災害 16
　　（１）地震災害履歴 16
　　（２）風水害・土砂災害履歴 16
　　（３）事故災害履歴 17
　２－４　想定する大規模自然災害 17
　　（１）想定する大規模自然災害の範囲 17
　　（２）想定する大規模自然災害の規模 17
第３章　計画策定の基本的考え方 18
　３－１　我が国の強靱化政策の状況 18
　　（１）基本計画の理念 18
　　（２）基本計画の基本目標 18
　３－２　本市の強靱化の必要性 18
　３－３　本市の強靱化の方向性 19
　　（１）基本目標 19
　　（２）事前に備える目標（行動目標） 19
第４章　脆弱性評価 20
　４－１　脆弱性評価の考え方とリスクシナリオの設定 20
　４－２　「起きてはならない最悪の事態」の発生回避等に向けた評価 22
　　（１）評価の方法 22
　　（２）評価の結果 22
第５章　強靱化に向けた行動（事前に備える目標） 23
　５－１　国内の過去の災害の際に生じた主な課題 23

（１）地震（東日本大震災の際に生じた課題）……23
（２）洪水（令和元年台風第15号、19号の際に生じた課題）……23
５－２　事前に備える目標別の強靭化に向けた行動……23
５－３　施策分野の設定……24
５－４　施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の関係……25
（１）行動目標ごとの施策一覧……27
行動目標１　被害の発生抑制により人命を保護する……27
行動目標２　救助・救急・医療活動により人命を保護する……44
行動目標３　交通ネットワーク、情報通信機能を確保する……51
行動目標４　必要不可欠な行政機能を確保する……61
行動目標５　生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する……67
行動目標６　「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する……80
行動目標７　二次災害を発生させない……86
行動目標８　大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする……89
（２）施策分野ごとの施策一覧……97
施策分野１　行政機能……97
施策分野２　住宅・都市……101
施策分野３　保健医療……105
施策分野４　福祉……106
施策分野５　エネルギー……107
施策分野６　情報通信……108
施策分野７　産業……110
施策分野８　交通……111
施策分野９　農林業……113
施策分野10　国土保全……114
施策分野11　ライフライン……117
施策分野12　教育……118
施策分野13　土地利用……119
施策分野14　環境……121
施策分野15　地域づくり・リスクコミュニケーション……123
施策分野16　老朽化対策……130
第６章　強靭化の推進に向けて……134
６－１　強靭化に向けた推進体制の確保……134
（１）市民の役割……134
（２）民間企業の役割……134
（３）行政機関の役割……134
６－２　他計画との整合と本計画の見直し……135
（１）他計画との整合……135
（２）計画の見直し……135

第１章　計画の概要

１－１　策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定されました。そして、平成26年６月には国の国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が定められました。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と定められています。都道府県及び市町村も、その区域における国土強靱化の施策推進に関する内容を定め、他の計画等の指針となる国土強靱化地域計画を策定できることとされました。本市においても被害が生じる災害が発生しており、災害から学んだことを活かし、同じような事態が発生しないようにすることが必要です。

本市では、この規定に基づき、大規模自然災害が発生しても市民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備えるため、日高市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

１－２　計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものであり、市の個別計画等の強靱化に係る指針となるものです。

また、本計画は国及び埼玉県の計画と調和を保ち、本市の総合的な行政計画である「第６次日高市総合計画」とも整合及び調和を保てるよう検討を進め、強靱化に関する部分の方向性や施策展開を示すため策定しました。

なお、本計画は発災前における平常時の施策を対象とした計画であり、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」は発災後の応急復旧のための役割ごとに実施主体と取組内容を明確にすることが中心の計画です。

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」
（国土強靱化地域計画）
第十三条　都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

■国土強靭化地域計画と関連計画の位置付け

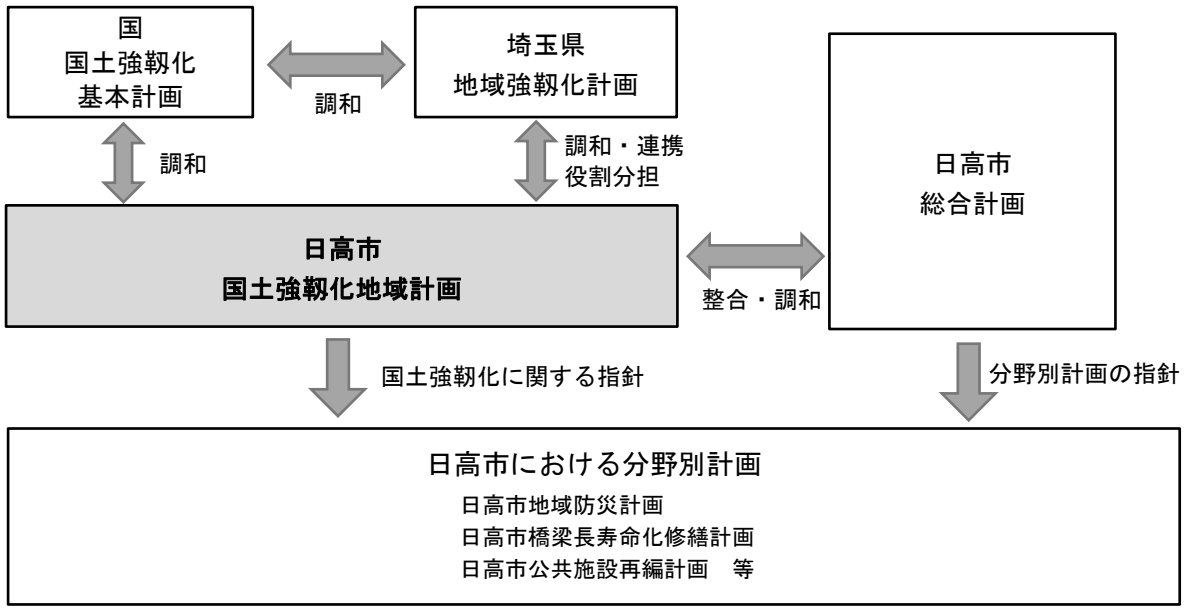

第２章　本市の概要

２－１　本市の自然条件

（１）位置・面積

本市は、東経139度20分、北緯35度54分の埼玉県南西部に位置し、東は川越市、西及び南は飯能市、狭山市、北は坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町と接しています。

面積は47.48㎢、標高は73m（市役所）です。

■位置図

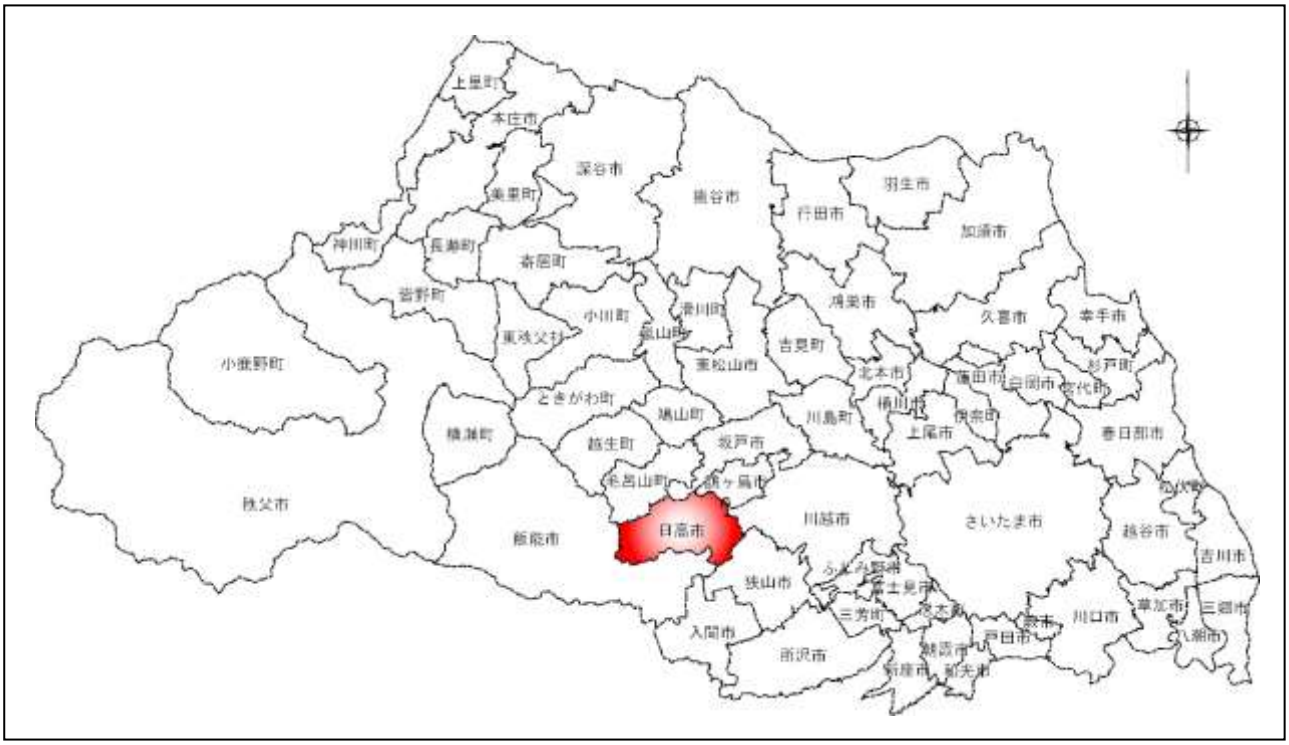

（２）気候

本市の気候は、一般に四季を通じて穏やかです。

平成23年から令和２年までの過去10年間では、平均気温15.1℃、最高気温の平均値は27.7℃、最低気温の平均値は5.6℃でした。また、平均湿度は72.1％でした。

冬期の寒冷、乾燥が特徴となっています。また、年平均降水量は1,515㎜でした。１日の最大降水量は、令和元年の361.5㎜です。（観測：飯能日高消防署）

（３）地形

本市の地形は、西部の山地と中部から東部にかけての平野に大きく分けられます。

山地は、奥武蔵の山地から高麗川の両側に沿って続く２本の大きな尾根の末端部に当たります。横手や高麗本郷の山地は高度が高く、谷が発達していますが、これとは対照的に高岡から北平沢にかけての山地は低く、なだらかです。

平野部は、丘陵・台地・低地に分けられます。高麗川の南の山地の端から東へ向けて突き出た丘陵

は高麗丘陵とよばれ、北側の日高市と南側の飯能市を分けています。

また、高麗川の支流、宿谷川の北には、高麗丘陵をひとまわり小さくしたような丘があります。この丘は毛呂山丘陵とよばれ、南側の一部が日高市に、ほかは毛呂山町と坂戸市に含められています。

畑や市街地が分布する広い平坦地は、入間台地とよばれる台地で、坂戸市の市街地付近まで続いています。入間台地は、扇状地（谷口から平地に向けて扇状に開いた堆積地形）を土台にしてできたもので、河岸段丘とされる階段状の地形が発達しています。

低地は、現在の河川のはたらきによってできた低い平坦地です。埼玉県全体では、利根川・荒川・中川などの河川沿いに幅広い低地が発達していますが、日高市にはこのような広い低地はなく、高麗川や小畔川などの河道に沿って幅の狭い低地が見られるにすぎません。本市の地形を図に示しました。

■本市の地形分類図

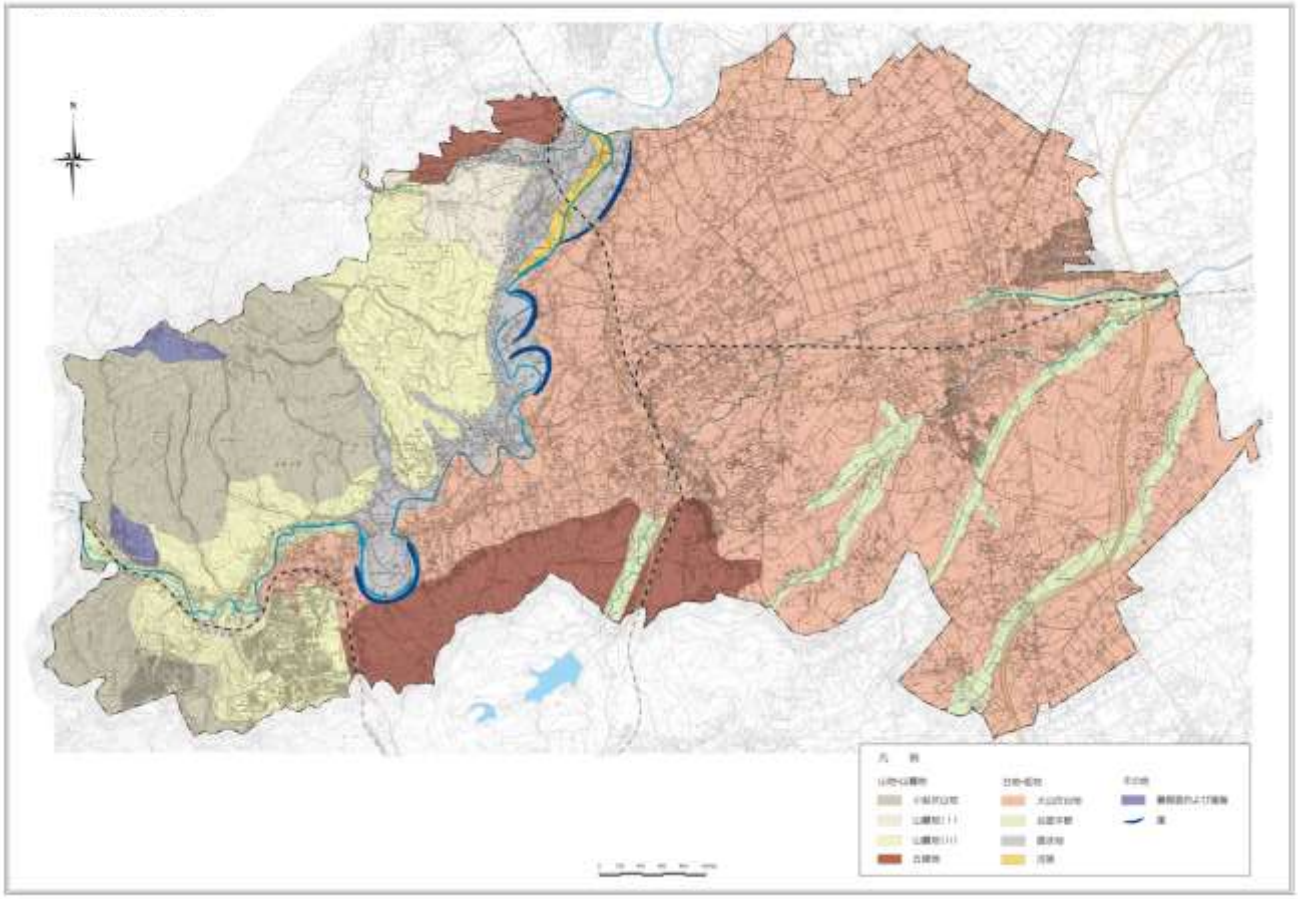

（４）地質

ア　山地の地質

山地の大部分には、いわゆる秩父中・古生層とよばれる今から1.5～2.5億年ほど前の地層が分布しています。山地は高麗川に沿い帯状に延び、これを横切って南北方向に多数の断層が走ります。

イ　丘陵の地質

高麗丘陵には、飯能礫層とよばれる約170万年前の礫を主体とする地層が厚く堆積しています。

この地層は、西側の山地を流れ下ってきた急流河川がその河口付近に多量の礫を堆積させたものです。

ウ　台地の地質

台地は、高麗川をはさんで幅約10km延び、通称入間台地とよばれています。台地を形成している地層は、関東ローム層とその下位の砂礫層です。関東ローム層には、古いものから順に多摩・下末吉（約8.5～6.5万年前）・武蔵野（約4.5～３万年前）及び立川（約３～１万年前）の４種があります。多摩ローム層は高麗丘陵に分布しています。武蔵野及び立川ローム層は入間台地の大部分の地域（JR川越線の南北両側に広がる広大な台地）に、厚さ約３ｍで分布しています。

立川ローム層は高麗川の両側の段丘にも、厚さ１～２ｍで分布しています。

エ　低地の地質

高麗川は、山地から平野に出ても扇状地を形成しないで、細長い低地を作っています。

この低地は、砂礎層からなります。なお、巾着田より下流の高麗川は蛇行が顕著で、そのような所では砂礫層が厚くたまっていて、昔から砂利採集の場となっています。

これらの地質分布と層序を表層地質図に示しました。

■表層地質図

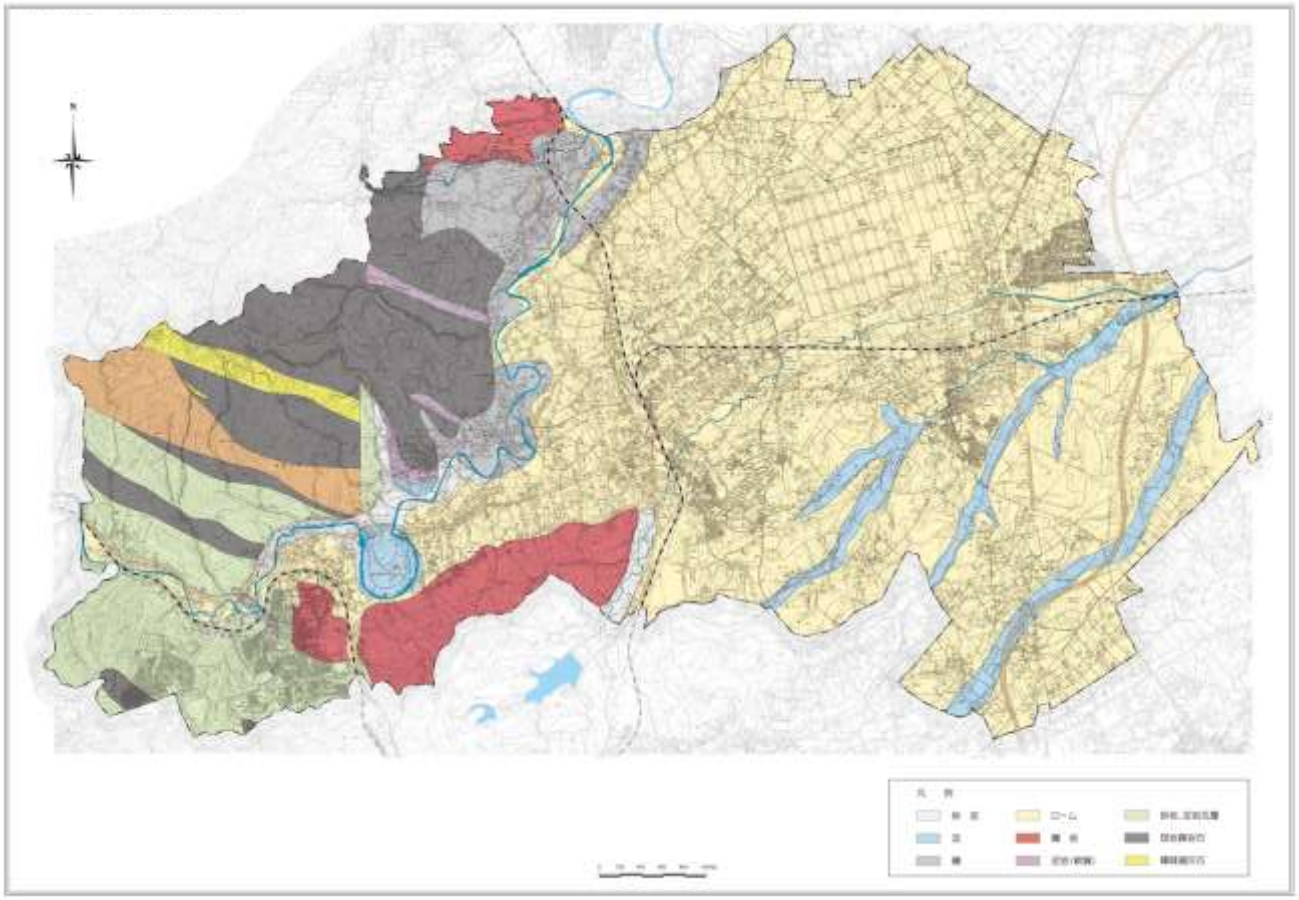

（５）地盤

一般に地震が発生すると、震源から離れるにしたがって地震動は弱まります。しかし任意の地点についてみると、地面を伝わってきた地震動はそこの基盤（N値※50以上の地盤）の上にある軟弱な沖積層によって著しく増幅され、被害は大きくなることが知られています（※N値とは標準貫入試験で貫入量30cmに要する打撃回数）。

地形区分及び地質の資料等をもとに本市の地盤を地盤種別区分図に示しました。

■地盤種別区分図

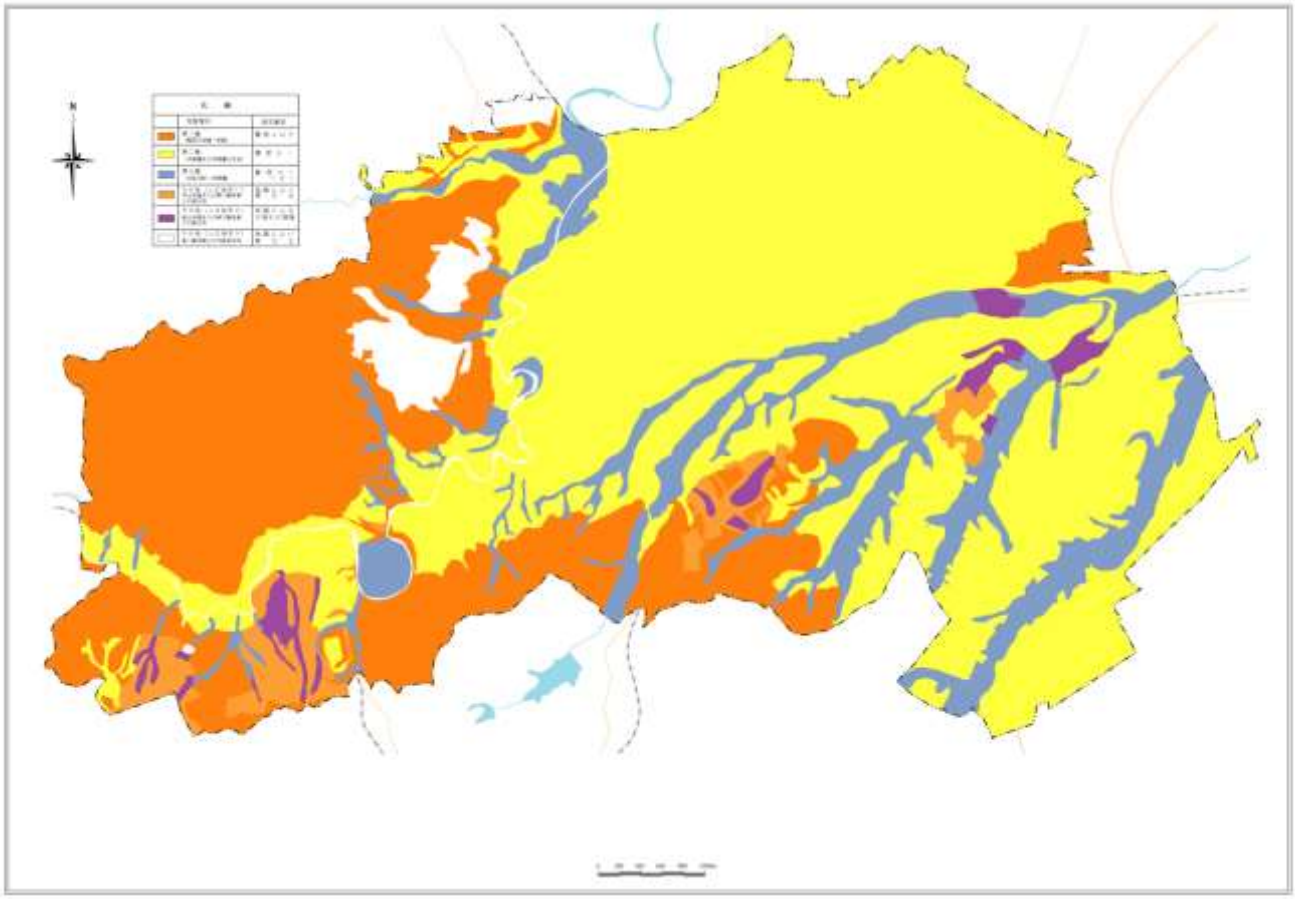

（６）活断層

活断層によるいわゆる直下型地震により大きな被害が発生することから、最近では活断層に関する研究が盛んに行われています。

活断層の活動のうち最も急激なものは地震ですが、年々少しずつ動いているものもあるのですべての活断層が地震を起こすとは限らず、活断層とは「地震を起こす可能性がある」あるいは「地震を起こしたことがあるかもしれない」断層といえます。

埼玉県周辺の活断層位置を図に示す。県内の活断層で発生したとみられる地震としては、1931年の西埼玉地震が挙げられますが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていません。

活断層の活動の度合いをＡ級（千年あたりの変位量が１ｍ以上10ｍ未満）、Ｂ級（千年あたり10cm以上１ｍ未満）、Ｃ級（千年あたり１cm以上10cm未満）と区分することが多いが、県内には最も活動度が

高いA級の断層はなく、すべてB級ないしC級と推定されます。

これらの活断層の活動によって起こる地震の間隔は、数千年に一度と考えられています。

■埼玉県の活断層

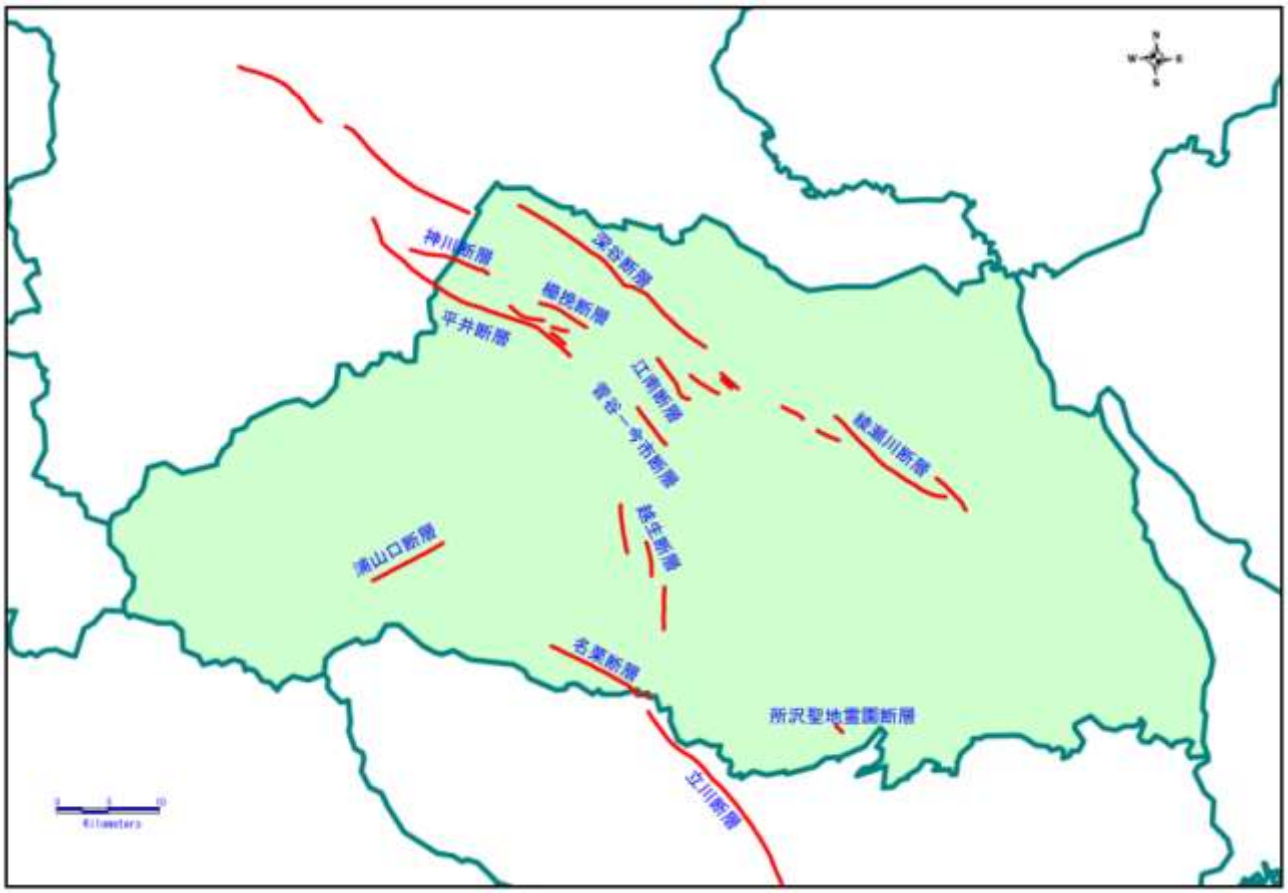

■地震調査研究推進本部が公表した埼玉県内の断層帯の評価の概要】

断層帯名	断層帯を構成する断層	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期
立川断層帯	立川断層 名栗断層	7.4程度	0.5%～2%	0.8%～4%	2%～7%	10000年-15000年程度 約20000年-13000年前
関東平野北西縁断層帯（主部）	深谷断層 江南断層 綾瀬川断層（北部）	8.0程度	ほぼ0%～0.008%	ほぼ0%～0.01%	ほぼ0%～0.03%	13000年-30000年程度 約6200年-2500年前
関東平野北西縁断層帯（平井－櫛挽断層帯）	平井断層 神川断層 櫛挽断層	7.1程度	不明	不明	不明	不明 不明
元荒川断層帯（綾瀬川断層）	上尾市付近を境に北部と南部に分けられ、北部のみが活断層と判断される。					
荒川断層	活断層ではないと判断される。					

（７）土地利用

令和３年１月１日現在、地目別面積は、比率の高いものから、山林25.5%、畑21.0%、宅地19.7%、雑種地13.5%となっています。

市街化区域用途別面積では、全4,108haのうち、第一種低層住居専用地域42.5%、第一種中高層住居専用地域13.8%、第一種住居地域16.3%、工業地域5.8%、工業専用地域8.7%となっています。

■地目別土地面積

各年1月1日現在（単位：ヘクタール（ha）（1ヘクタール=10,000平方メートル））

年	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成14	4,750	198.1	1,170.3	746.9	0.1	1,054.50	19.1	675.0	886.0
15	4,750	197.6	1,162.7	749.0	0.1	1,075.40	19.1	664.7	881.4
16	4,750	197.1	1,151.4	752.6	0.1	1,082.50	19.1	658.0	889.2
17	4,750	196.4	1,137.8	766.3	0.1	1,089.20	18.7	659.1	882.4
18	4,750	194.0	1,116.7	784.1	0.1	1,112.75	17.5	649.5	875.4
19	4,750	192.1	1,096.3	814.3	0.1	1,118.26	17.2	646.0	865.7
20	4,750	190.0	1,072.8	840.1	0.1	1,122.57	17.0	652.3	855.0
21	4,750	188.7	1,059.6	859.2	0.1	1,145.81	18.7	636.1	841.8
22	4,748	188.3	1,050.2	871.8	0.1	1,148.93	19.3	635.9	833.5
23	4,748	188.3	1,043.7	879.8	0.1	1,154.85	19.4	635.1	826.8
24	4,748	187.6	1,037.3	883.8	0.1	1,152.47	19.4	636.6	830.7
25	4,748	187.0	1,033.3	889.0	0.1	1,151.29	19.4	635.5	832.4
26	4,748	186.8	1,030.5	893.6	0.1	1,179.21	19.2	634.9	803.7
27	4,748	186.8	1,023.0	901.4	0.5	1,219.30	19.3	631.7	765.9
28	4,748	186.7	1,019.6	914.1	0.5	1,227.10	19.3	625.1	755.7
29	4,748	186.2	1,015.8	919.4	0.5	1,225.60	19.3	625.7	755.5
30	4,748	186.0	1,010.3	922.3	0.5	1,224.08	18.9	631.5	754.4
31	4,748	185.7	1,007.4	926.1	0.5	1,218.40	18.9	637.1	753.8
令和2	4,748	185.2	1,002.8	932.3	0.5	1,216.40	18.9	635.8	756.1
3	4,748	184.1	999.2	937.4	0.5	1,209.72	19.0	638.9	759.2

資料：統計ひだか（税務課）

２－２　本市の社会状況

（１）人口等

平成27年の国勢調査で、我が国の人口は初の減少に転じました。明治時代以降急激に増加してきた人口は、今後急激な減少に向かうと予測されています。

本市の総人口の推移は、平成７年までは増加傾向となっていましたが、その後はほぼ横ばいの状態が続き、平成22年に再び増加したもののその後は微減に転じ、令和２年10月（国勢調査）では54,571人となりました。

世帯数は増加を続け、令和２年10月（国勢調査）では22,379世帯で、世帯当たり人員数は減少傾向にあります。

■人口・世帯数の推移

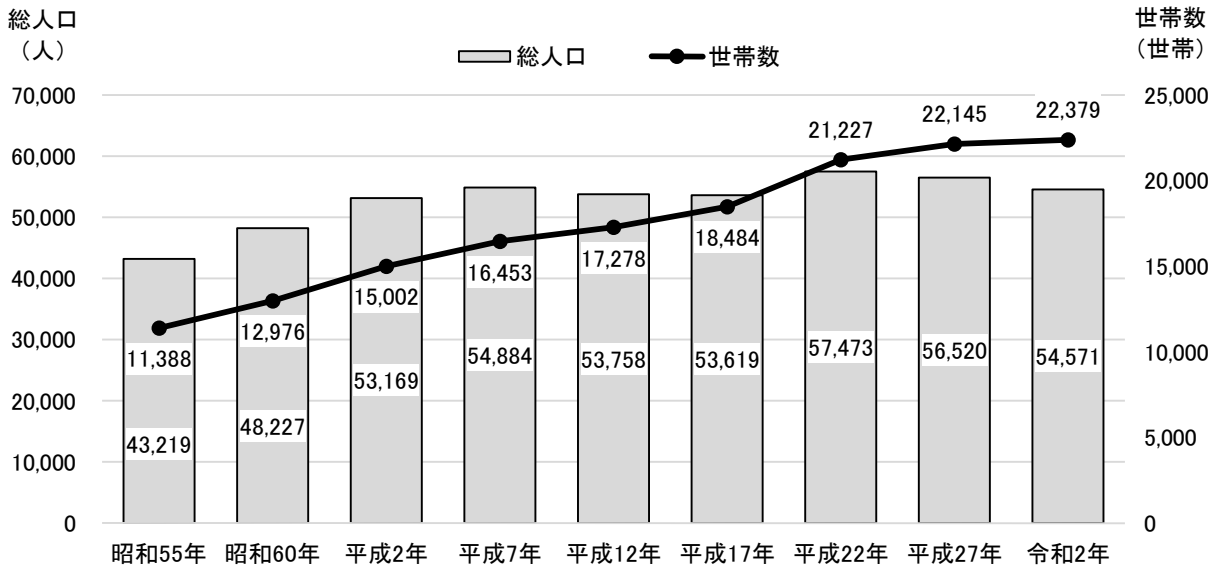

資料：国勢調査

年齢３区分別人口の構成を住民基本台帳でみると、平成24～令和３年で生産年齢人口（15～64歳）の割合が約10ポイント低下し、老年人口（65歳以上）の割合がその分増加する形となっています。

年少人口（15歳未満）の割合は、平成28年までは13％前後でほぼ横ばいで推移していましたが、それ以降は微減傾向となり、令和３年は11.4％となっています。

■年齢３区分別人口

各年1月1日現在（単位：人）

年	総人口	年少人口（0～14歳）	生産年齢人口（15～64歳）	老年人口（65歳以上）	年少人口比率（%）	生産年齢人口比率（%）	高齢化率（%）
平成12	54,848	7,753	40,333	6,762	14.1	73.5	12.3
13	54,564	7,536	39,938	7,090	13.8	73.2	13.0
14	54,396	7,347	39,523	7,526	13.5	72.7	13.8
15	54,278	7,134	39,176	7,968	13.1	72.2	14.7
16	54,463	7,035	39,034	8,394	12.9	71.7	15.4
17	54,423	6,958	38,626	8,839	12.8	71.0	16.2
18	54,766	7,017	38,325	9,424	12.8	70.0	17.2
19	55,581	7,238	38,254	10,089	13.0	68.8	18.2
20	56,362	7,423	38,121	10,818	13.2	67.6	19.2
21	57,243	7,577	38,113	11,553	13.2	66.6	20.2
22	57,666	7,703	37,779	12,184	13.4	65.5	21.1
23	57,881	7,704	37,564	12,613	13.3	64.9	21.8
24	57,817	7,738	37,026	13,053	13.4	64.0	22.6
25	57,554	7,715	35,937	13,902	13.4	62.4	24.2
26	57,505	7,583	35,142	14,780	13.2	61.1	25.7
27	57,249	7,475	34,141	15,633	13.1	59.6	27.3
28	57,015	7,335	33,300	16,380	12.9	58.4	28.7
29	56,600	7,180	32,449	16,971	12.7	57.3	30.0
30	56,340	6,986	31,902	17,452	12.4	56.6	31.0
31	56,066	6,788	31,558	17,720	12.1	56.3	31.6
令和2	55,696	6,540	31,117	18,039	11.7	55.9	32.4
3	55,294	6,278	30,703	18,313	11.4	55.5	33.1

資料：統計ひだか（市民課）

年齢５歳階級別人口を国勢調査でみると、男女とも団塊の世代である70～74歳とその子ども世代である45～49歳の２つのピークがあるものの、45～49歳の子ども世代の10～19歳はなだらかな増加にとどまっています。

■年齢５歳別人口（令和2年）

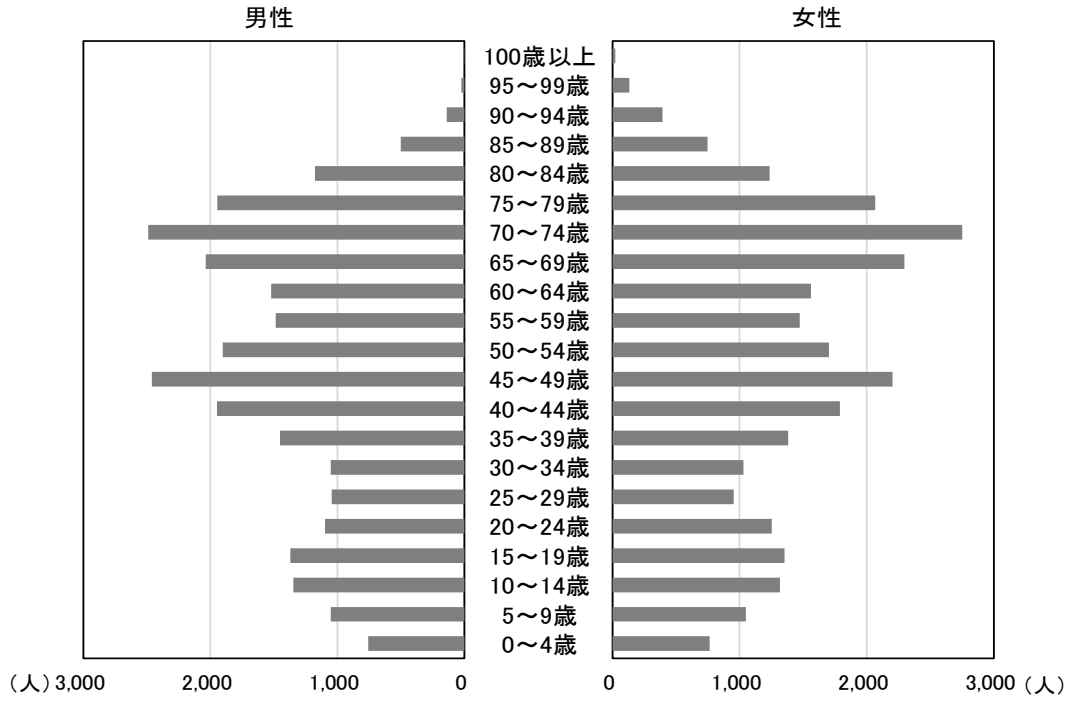

資料：国勢調査

（２）産業・経済

平成28年の市内事業所数は卸売業・小売業が355事業所で最も多く、建設業と製造業が次ぎ、以下、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉、生活関連サービス業・娯楽業などが続いています。従業者規模では１～４人の事業所が事業所総数の半数以上を占めています。

従業者数は製造業が6,445人で最も多く、医療・福祉が次ぎ、以下、卸売業・小売業、運輸業・郵便業、サービス業（他に分類されないもの）などが続いています。

■業種別事業所数・従業者数

平成28年6月1日現在

産業分類(大分類)	事業所数	割合（%）	従業者規模別事業所数(民営)					従業者数（人）	割合（%）
			1～4人	5～9人	10～29人	30人以上	派遣従業者のみ		
(総数)	1,842	100.00	1,091	305	299	140	7	23,155	100.00
農業，林業	12	0.65	6	4	2	－	－	83	0.36
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業，採石業，砂利採取業	1	0.05	－	－	1	－	－	21	0.09
建設業	285	15.47	217	48	20	－	－	1,084	4.68
製造業	282	15.31	113	62	60	46	1	6,445	27.83
電気･ガス･熱供給･水道業	4	0.22	2	－	2	－	－	40	0.17
情報通信業	10	0.54	10	－	－	－	－	21	0.09
運輸業，郵便業	79	4.29	15	15	24	24	1	1,826	7.89
卸売業，小売業	355	19.27	196	61	75	21	2	3,989	17.23
金融業，保険業	10	0.54	3	2	5	－	－	135	0.58
不動産業，物品賃貸業	90	4.89	90	79	5	4	－	491	2.12
学術研究，専門･技術サービス業	59	3.20	52	3	4	－	－	169	0.73
宿泊業，飲食サービス業	179	9.72	123	23	28	4	1	1,243	5.37
生活関連サービス業，娯楽業	141	7.65	115	10	5	11	－	1,178	5.09
教育，学習支援業	60	3.26	39	8	9	4	－	513	2.22
医療，福祉	146	7.93	42	45	44	15	－	4,304	18.59
複合サービス事業	11	0.60	3	4	3	1	－	204	0.88
サービス業(他に分類されないもの)	118	6.41	76	15	13	12	2	1,409	6.09
公務	－	－	－	－	－	－	－	－	－

資料：統計ひだか（経済センサス報告-活動調査）

市の農業は、「ほうれんそう」、「ねぎ」、「だいこん」などの野菜や「水稲」、「茶」、「花木・芝」などの収穫面積が多くなっています。

■収穫作物類別収穫面積・販売農家数

各年2月1日現在（単位：戸・ヘクタール）

作物	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	収穫面積	販売農家数	収穫面積	販売農家数	収穫面積	販売農家数	収穫面積	販売農家数
水稲	25	69	27	65	20	38	19	32
陸稲	1	3	X	1	－	－	－	－
小麦	－	－	X	1	X	1	X	2
大麦・裸麦	－	－	－	－	－	－	－	－
ビール麦	－	－	…	…	…	…	…	…
とうもろこし他	1	9	2	17	…	…	…	…
ばれいしょ	4	87	4	75	3	54	2	29
かんしょ	2	43	3	41	2	24	X	13
大豆	1	10	1	9	0	5	X	1
小豆	－	－	0	6	0	3	X	1
未成熟の豆類	－	－	…	…	…	…	…	…
その他の豆類	2	17	1	14	1	11	1	11
たばこ	－	－	28	－	－	－	…	…
茶	39	68		43	22	27	15	14
その他の工芸農作物	1	13		10	1	5	3	6
トマト	3	64	163	60	2	44	2	29
きゅうり	2	90		75	4	72	2	35
なす	3	90		80	X	77	3	41
結球はくさい	7	89		86	16	82	6	48
キャベツ	5	57		63	14	48	X	29
ほうれんそう	11	87		70	8	65	10	38
ねぎ	6	88		81	8	54	8	46
たまねぎ	1	42		44	1	39	X	21
だいこん	10	102		92	10	88	7	50
にんじん	6	64		62	7	56	6	29
さといも	10	102		87	9	80	X	42
レタス	1	26		29	3	24	X	18
ピーマン	1	44		42	1	34	1	14
すいか	2	36		30	X	29	X	12
いちご	1	5		6	X	2	X	1
その他の野菜	33	108		519	35	86	27	58
花木類(球根・切花)	14	16	146	12	－	13	…	7
花木・芝	13	13		…	…	…	12	16
種苗・苗木類	1	10		4	－	2	…	…
牧草（実面積）	－	－	…	…	…	…	…	…
その他の飼料用作物	－	－	…	…	…	…	…	…
その他の作物	5	8	20	20	…	…	2	12

－：なし　X：調査対象が極めて少ないため、公表を差し控えたもの　…：不詳

資料：統計ひだか（農業センサス報告）

工業は、令和２年の事業所数は141事業所、従業者数が4,126人、製造品出荷額等が2,168億3,471万円となっています。業種別では「食料品製造業」の出荷額が749億4,463万円、次いで、「パルプ・紙・紙加工品製造業」、「窯業・土石製品製造業」、「輸送用機械器具製造業」と続いています。

■工業統計調査中分類集計結果

各年6月1日現在

業種別	事業所数	従業者数（男）	従業者数（女）	従業者数計	現金給与総額（万円）	製造品出荷額等（万円）	原材料使用額等（万円）	生産額（万円）	付加価値額（万円）
平成30年合計	148	4,518	2,195	6,713	2,855,463	21,116,991	11,368,536	19,139,432	8,415,626
令和元年合計	144	4,427	2,152	6,579	2,807,431	22,222,523	11,517,803	20,421,690	9,478,842
令和2年合計	141	4,126	2,151	6,277	2,737,319	21,683,471	11,285,002	19,592,691	9,061,903
食料品製造業	16	785	1,062	1,847	610,879	7,494,463	4,654,680	7,277,299	2,500,524
飲料・たばこ・飼料製造業	1	3	7	10	X	X	X	X	X
繊維工業	1	2	2	4	X	X	X	X	X
木材・木製品製造業（家具を除く）	2	22	3	25	X	X	X	X	X
家具・装備品製造業	3	21	6	27	7,731	22,369	8,051	22,369	13,196
パルプ・紙・紙加工品製造業	7	412	207	619	294,018	2,459,128	1,553,130	2,429,455	730,577
印刷・同関連業	4	88	12	100	40,527	192,996	42,309	192,996	138,882
化学工業	2	35	7	42	X	X	X	X	X
石油製品・石炭製品製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	5	87	54	141	54,754	291,754	124,452	293,447	143,145
ゴム製品製造業	2	9	5	14	X	X	X	X	X
なめし革・同製品・毛皮製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－
窯業・土石製品製造業	9	219	29	248	120,389	2,258,182	1,122,629	1,503,350	890,407
鉄鋼業	3	38	5	43	23,890	308,637	186,498	240,727	112,571
非鉄金属製造業	2	76	27	103	X	X	X	X	X
金属製品製造業	20	346	51	397	174,259	1,304,478	617,746	1,214,051	578,522
はん用機械器具製造業	8	306	90	396	298,595	1,176,638	305,489	429,604	756,279
生産用機械器具製造業	17	205	47	252	122,980	771,061	459,193	729,987	280,323
業務用機械器具製造業	8	413	175	588	290,624	1,631,849	691,212	1,579,545	887,326
電子部品・デバイス・電子回路製造業	6	246	167	413	158,058	537,083	240,467	544,145	276,769
電気機械器具製造業	6	114	35	149	87,701	292,529	118,166	236,760	148,154
情報通信機械器具製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－
輸送用機械器具製造業	12	583	129	712	301,835	2,079,912	745,962	2,062,405	1,210,798
その他の製造業	7	116	31	147	71,021	229,189	77,551	198,850	133,581

－:なし　X:調査対象が極めて少ないため、公表を差し控えたもの

資料：統計ひだか（工業統計調査報告）

商業は、平成26年の卸売業の商店数は304店、従業者数は2,605人となっています。また小売業では、商店数は237店、従業者数は2,093人となっています。

■卸売業・小売業事業所数・従業者数（平成26年）

総数および一般卸売

区分	商店数（店）	従業者数（人）
（総数）	304	2,605
（一般卸売　計）	67	512
繊維品（衣服・身の回り品除く）	1	2
衣服・身の回り品	1	2
食料・飲料	9	188
農畜産物・水産物	2	3
建築材料	5	23
石油・鉱物	2	7
鉄鋼	2	14
非鉄金属スクラップ	1	7
その他の再生資源	2	22
再生資源	7	49
産業機械器具	6	16
自動車（2輪自動車を含む）	8	36
その他の機械器具	3	42
家具・建具・じゅう器等	2	12
医薬品・化粧品	2	22
その他	14	75

※0店及び0人の項目は省略した。

小売

区分	商店数（店）	従業者数（人）
（小売　計）	237	2,093
（各品　計）	3	45
その他の各種商品（従業者が常時50人未満のもの）	3	45
（織物・衣服・身の回り品　計）	18	82
男子服	2	5
婦人・子供服	7	28
靴・履物	2	6
その他織物・衣服・身の回り品	7	43
（飲食料品　計）	92	1,251
各種食料品	5	512
酒	5	33
食肉（卵、鶏肉を除く）	8	21
鮮魚	1	14
野菜・果実小売業	5	47
菓子・パン	16	70
その他の飲食料	52	554
自動車	26	158
二輪自動車（原動機付自転車を含む）	3	6
家具・建具・畳	4	6
じゅう器	4	15
機械器具小売業	10	77
医療品・化粧品	20	128
農耕用品	3	6
燃料小売業	15	97
書籍・文房具小売業	7	79
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	4	7
時計・眼鏡・光学機械	3	6
他に分類されないその他	18	87

資料：統計ひだか（経済センサス報告−活動調査）

（３）交通

本市における広域的な幹線道路としては、首都圏中央連絡自動車道、一般国道：２路線、主要地方道：３路線、一般県道：４路線が通過しています。

都市計画道路は総延長33.94kmのうち21.55kmが整備済みであり、全体の63.5％が整備されています。

国道以外の主要な道路網としては、県道川越日高線が東西方向に国道を結ぶ道路となっており、市東部に県道笠幡狭山線、市中央部に県道飯能寄居線が南北に通り、北部には県道日高川島線、南部には県道日高狭山線が通っています。

公共交通のうち鉄道については、市の中央部を南北に縦貫するＪＲ八高線と高麗川駅から東へ延びるＪＲ川越線が走っています。また、日高市の東西を西武池袋線が走っており、高麗駅から飯能・池袋と西武秩父まで結んで運行しています。

バス交通については国際興業バス及びイーグルバスが市内の駅や近隣市を結んで運行しています。

公共交通については、利用者が減少傾向にあり、運行本数においても十分な状況にはありません。

■道路延長の状況

各年4月1日現在（単位：キロメートル）

年	合計	国道	主要県道	一般県道	市道
平成3年	675.1	9.6	16.8	4.2	644.5
平成4年	677.0	9.8	16.8	4.0	646.4
平成5年	676.0	9.8	16.8	4.0	645.4
平成6年	677.6	9.8	16.8	4.0	647.0
平成7年	679.2	9.8	16.8	4.0	648.6
平成8年	681.5	9.8	16.8	4.0	650.9
平成9年	682.2	9.8	16.8	4.0	651.6
平成10年	688.9	9.8	16.8	4.0	658.3
平成11年	688.6	9.8	16.8	4.0	658.0
平成12年	694.3	9.8	18.4	4.0	662.1
平成13年	695.0	9.8	18.4	4.0	662.8
平成14年	695.2	9.8	18.4	4.0	663.0
平成15年	697.5	10.6	18.4	4.0	664.5
平成16年	699.8	10.6	18.4	4.0	666.8
平成17年	701.2	10.6	18.4	4.0	668.2
平成18年	703.7	10.5	18.5	4.0	670.7
平成19年	703.2	11.0	18.5	4.0	669.7
平成20年	704.5	11.0	18.5	4.0	671.0
平成21年	701.6	11.0	18.5	4.0	668.1
平成22年	700.7	11.0	18.5	4.0	667.2
平成23年	690.1	11.0	18.5	4.0	656.6
平成24年	687.8	9.8	18.4	4.0	655.6
平成25年	696.6	9.8	18.4	4.0	664.4
平成26年	697.6	9.8	19.1	4.0	664.7
平成27年	697.1	9.8	19.1	4.0	664.2
平成28年	697.2	9.8	19.1	4.0	664.3
平成29年	697.1	9.8	19.1	4.0	664.2
平成30年	701.4	9.8	19.1	4.0	668.5
令和元年	682.4	10.2	19.1	4.0	649.1
令和2年	667.2	10.2	18.2	4.6	667.2

資料：統計ひだか（飯能県土整備事務所・建設課）

２－３　過去に被害をもたらした災害

（１）地震災害履歴

埼玉県に影響を及ぼす地震としては、震源が近い、いわゆる直下型地震と、中～長距離に起こる巨大地震とがあります。これら有史以来の歴史的な被害地震については、気象庁等によって地震カタログとして整理されています。

なかでも本市に影響を与えた地震としては、1923年（大正12年）の関東大震災、1931年（昭和６年）の西埼玉地震、1968年（昭和43年）の埼玉県中部を震源とした地震、1988年（昭和63年）の埼玉県南部を震源とした地震及び1991年（平成３年）の日高市女影を震源とした地震等があげられます。

2011年（平成23年）３月に、東北地方太平洋沖で発生した地震では、本市では大きな被害はなかったものの、広域で生活支障が生じるなど、災害に関する様々な課題が浮き彫りになったため、法改正と、それに伴う災害対策の大幅な見直しが行われました。

（２）風水害・土砂災害履歴

本市は県東部地域のように水害にみまわれやすい広大な低地がなく、低地は高麗川や小畔川などの河道に沿って、幅は狭く帯状に分布するだけであるので、大規模な洪水氾濫等による水害は少なくなっています。

本市でみられる水害は、小畔川水系の中小河川における内水氾濫がほとんどです。また、一部台地上の凹地地形に排水不良による道路冠水、田畑の冠水が発生しています。

このような内水災害が発生しやすい場所の土地条件は次のような箇所となっています。

・小畔川、下小畔川等の市東部の台地を刻む川底の浅い河川の分布する低地

・宿谷川下流部と高麗川合流点付近の平地

・市北西部の台地上の浅い谷地形

土砂災害についてはこれまでのところ、大きな被害をもたらしたことはありません。しかし、高麗川左岸にせまる山地の道路沿いの急斜面や、集落地付近に部分的に土砂崩れの危険性がある地区が分布しています。既往災害では急斜面に面する道路沿いで斜面の一部崩落により、通行止め等の処置がとられたことがあります。

また、市西部及び南部には、山腹崩壊危険地区が10か所指定されているほか、崩壊土砂流出危険地区が２か所、土石流危険渓流が18渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が16か所あります。

平成26年２月には、大量の雪が降り、市内では約50㎝の積雪があり、県内では最大98㎝を記録するなど、観測史上最大の積雪となりました。

令和元年台風第19号では、人的被害はなかったものの、物的被害として住家の大規模半壊４件、半壊２件、その他に一部損壊があり、り災証明書発行件数は８件、り災届出証明件数が25件（令和３年12月27日現在）となりました。また、高麗川にかかる木橋３橋が倒壊するなど、市民生活に大きな被害を及ぼしました。

（３）事故災害履歴

本市周辺での事故災害履歴は、以下のとおりです。

■本市周辺における主な事故災害

発生年	被　害　の　概　要
1947年（昭和22年）	日高市大字上鹿山で、八高線が脱線転覆。死亡185名、負傷497名（日高市史より）
1988年（昭和63年）	毛呂山町大字権現堂にセスナ機が墜落。死亡６名
1999年（平成11年）	狭山市大字柏原に航空自衛隊入間基地所属のジェット練習機が墜落。死亡２名。埼玉県及び東京都で80万世帯と事業者が停電（狭山市消防団50年のあゆみより）

２－４　想定する大規模自然災害

（１）想定する大規模自然災害の範囲

市内で被害が生じる大規模自然災害を想定することとし、地震、洪水、竜巻、大雪の４種類を基本とします。

（２）想定する大規模自然災害の規模

市内で被害が生じる大規模自然災害のうち、地震が最も大きな被害をもたらす可能性があります。本市では、地震災害対応については最大の被害を発生させ得る関東平野北西縁断層帯地震（深谷断層帯・綾瀬川断層による地震）を想定しながら対策を講じているところです。

本計画では、「起きてはならない最悪の事態」の発生回避・被害軽減を図るための施策を示すことが必要であることから、市内で発生を想定しうる最大規模の災害を想定して、「起きてはならない最悪の事態」の検討を行います。

■想定する大規模自然災害と災害の規模

大規模自然災害	災害の規模
地震	・関東平野北西縁断層帯地震（深谷断層帯・綾瀬川断層による地震）
洪水	・高麗川等の氾濫
竜巻	・国内最大級（Ｆ３）の発生
大雪	・平成26年の大雪被害

第３章　計画策定の基本的考え方

３－１　我が国の強靭化政策の状況

平成25年12月に公布・施行された基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。これを受けて、平成26年６月に基本計画が定められています。

（１）基本計画の理念

基本計画では、以下に示す事項が国土強靭化の理念として掲げられています。

・大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった『事後対策』の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要

・東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等の備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行うことが必要

・この国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、国の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得することが必要

（２）基本計画の基本目標

以下の４項目を基本目標として、「国土強靭化」を推進することとしています。

基本目標Ⅰ	人命の保護が最大限図られること
Ⅱ	国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
Ⅲ	国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
Ⅳ	迅速な復旧復興

３－２　本市の強靭化の必要性

大規模自然災害が発生した場合も、市民の生命・財産と市民生活や地域産業を守り、迅速な復旧・復興を果たすため、社会状況や地域特性を踏まえた大規模自然災害への脆弱性を平常時の備えにより克服（強靭化）することが必要です。

３－３　本市の強靭化の方向性

（１）基本目標

本市における強靭化を推進する上での基本目標を次のとおり設定します。

国及び県の計画との調和を保ちつつ、本市の地域特性を活かし、４つの基本目標を設定しました。

Ⅰ　市民の生命を最大限守ること
Ⅱ　地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
Ⅲ　市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
Ⅳ　迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

（２）事前に備える目標（行動目標）

４つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定してより具体化し、事前に備える目標を次のとおり設定しました。

目標１　被害の発生抑制により人命を保護する
目標２　救助・救急・医療活動により人命を保護する
目標３　交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
目標４　必要不可欠な行政機能を確保する
目標５　生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
目標６　「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する
目標７　二次災害を発生させない
目標８　大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

第４章　脆弱性評価

４－１　脆弱性評価の考え方とリスクシナリオの設定

基本計画では、基本法第17条第１項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靭化に必要な施策の推進方針が定められています。

脆弱性評価は、地域計画の策定に先立ち、想定する大規模自然災害の発生時に「起きてはならない最悪の事態」を引き起こさないような対策を講じているかを評価するものです。

評価に当たっては、基本計画や県地域計画と調和を保つことが必要であるため、両計画で設定された「起きてはならない最悪の事態」から、本市の地域特性に応じて整理し、事前に備える目標（行動目標）に対応させた、34の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定しました。その上で、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の本市の取組を把握し、方向性を評価しました。

事前に備える目標 （行動目標）	「起きてはならない最悪の事態」
1　被害の発生抑制により人命を保護する	1-1　火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2　建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
	1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-5　列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-6　災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2　救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
	2-2　医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3　ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3　交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1　沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2　信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
	3-3　旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-4　物資の輸送が長期間停止する事態
	3-5　孤立集落が発生する事態
	3-6　情報通信が輻輳・途絶する事態
	3-7　情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4　必要不可欠な行政機能を確保する	4-1　治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態
	4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5　生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2　電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3　取水停止等により、給水停止が長期化する事態
	5-4　汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	5-5　地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6　「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1　農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
	6-2　金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
7　二次災害を発生させない	7-1　消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
	7-2　洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	7-3　危険物・有害物質等が流出する事態
8　大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1　大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2　市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3　土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8-4　耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	8-5　広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-6　文化財の崩壊等による有形・無形の文化が衰退・損失する事態

４－２　「起きてはならない最悪の事態」の発生回避等に向けた評価

（１）評価の方法

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、過去の災害の記録等を基に、その事態の具体的状況の例、その事態を引き起こす要因、その事態の後に起こり得る事態、また、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の取組のうち市の取組を中心に抽出し、その内容を整理しました。

これらを踏まえ、34の「起きてはならない最悪の事態」について、発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価しました。

（２）評価の結果

評価結果のポイントは次のとおりです。

【脆弱性評価結果のポイント】

○　大規模自然災害による34の「起きてはならない最悪の事態」を抽出し、その発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。人命保護、社会機能維持、財産・施設被害の最小化に取り組むことを通じて、迅速な再建・回復ができるよう備えることが必要である。

○　人命を保護する観点から、住宅・建築物の耐震化等の促進、消防力等を発揮できる体制の確保、学校の災害対応力の強化等に一層取り組む必要がある。市民の自助・共助に活用できるよう災害情報を適切に共有・提供できるようにする必要がある。

○　社会の機能を維持する観点から、道路・ライフライン・情報通信の各種施設の耐震化・機能確保に一層取り組むとともに、ルート等の多重化や非常用電源の確保等の代替手段の確保にも一層取り組む必要がある。また、平常時からの連携関係の確立、産業・農業機能の確保に取り組み、災害時には、支援・受援も含め、機能確保を図れるようにする必要がある。

○　財産・施設の被害を最小化する観点から、治水施設等の整備・減災に向けた取組を一層強化するとともに、各種施設の耐震化・機能確保に取り組み、災害に強い都市をつくる必要がある。

第５章　強靱化に向けた行動（事前に備える目標）

強靱化に向けて市が取り組む主な行動は、過去の災害から学ぶべき課題と脆弱性評価の結果を踏まえて設定します。

５－１　国内の過去の災害の際に生じた主な課題

（１）地震（東日本大震災の際に生じた課題）

平成23年３月11日に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大のマグニチュード9.0を記録しました。東北地方を中心とする津波の被害で１万５千人を超える死者が発生したほか、多くの負傷者、行方不明者や建物被害、火災、原子力発電所の損傷等の甚大な被害が生じました。放射能汚染、電力供給量の逼迫による計画停電、長期化する避難生活など、多くの課題が生じました。

（２）洪水（令和元年台風第15号、19号の際に生じた課題）

令和元年９月９日に関東地方に上陸した台風第15号は、暴風により千葉県を中心に甚大な被害をもたらしました。道路の寸断や通信設備の損傷により被害状況が把握できずに支援が遅れたほか、電気設備の損傷等により停電と断水が長期化し、その対策が課題となりました。

同年10月12日に関東地方に上陸した台風第19号では、関東や甲信、東北地方を中心に記録的な大雨となり、多くの河川が氾濫して甚大な被害をもたらしました。首都圏を中心に大勢の人が避難する事態となったことから、治水対策のほかに住民への避難情報の周知、避難行動や避難所運営のあり方等が課題となりました。

５－２　事前に備える目標別の強靱化に向けた行動

事前に備える目標（行動目標）別に、目標実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」を発生させないための主な取組を整理した上で、当分の間、重点的に推進する「強靱化に向けた主な行動」を示します。

行動目標１　被害の発生抑制により人命を保護する
行動目標２　救助・救急・医療活動により人命を保護する
行動目標３　交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
行動目標４　必要不可欠な行政機能を確保する
行動目標５　生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
行動目標６　「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する
行動目標７　二次災害を発生させない
行動目標８　大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

５－３　施策分野の設定

本計画における施策分野は、国の基本計画の施策分野を参考に、個別施策分野、横断的分野を次のとおり設定します。

個別施策分野	1	行政機能※
	2	住宅・都市
	3	保健医療
	4	福祉
	5	エネルギー
	6	情報通信
	7	産業
	8	交通
	9	農林業
	10	国土保全
	11	ライフライン
	12	教育
	13	土地利用
	14	環境
横断的分野	15	地域づくり・リスクコミュニケーション
	16	老朽化対策

※「行政機能」...行政が本来備えている働き

５－４　施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の関係

横断的分野を除く施策分野と脆弱性評価で設定した34の「起きてはならない最悪の事態」の関係を整理しました。

■施策分野と34の「起きてはならない最悪の事態」の関係

事前に備える目標（行動目標）		「起きてはならない最悪の事態」		1 行政機能	2 住宅・都市	3 保健医療	4 福祉
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○		○
		1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	○	○		○
		1-3	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○		○
		1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○		○
		1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○			
		1-6	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	○			○
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	○	○		○
		2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態			○	
		2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態			○	
3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態		○		
		3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態				
		3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態		○		
		3-4	物資の輸送が長期間停止する事態				
		3-5	孤立集落が発生する事態	○	○		
		3-6	情報通信が輻輳・途絶する事態	○	○		
		3-7	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	○			
4	必要不可欠な行政機能を確保する	4-1	治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態	○			
		4-2	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	○	○		
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	○	○		
		5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	○	○		
		5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態				
		5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態		○		
		5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	○			
6	「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態		○		
		6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態		○		
7	二次災害を発生させない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	○	○		
		7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態		○		
		7-3	危険物・有害物質等が流出する事態				
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態				
		8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態		○		
		8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態		○		
		8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態		○		
		8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態		○		
		8-6	文化財の崩壊等による有形・無形の文化が衰退・損失する事態				

	5 エネルギー	6 情報通信	7 産業	8 交通	9 農林業	10 国土保全	11 ライフライン	12 教育	13 土地利用	14 環境	15 地域づくり・リスクコミュニケーション	16 老朽化対策
1-1								○			○	
1-2								○	○		○	○
1-3		○				○		○			○	○
1-4		○				○			○	○	○	
1-5				○							○	
1-6		○		○							○	○
2-1		○		○		○		○			○	○
2-2												
2-3							○			○		○
3-1				○		○					○	
3-2				○								
3-3				○								
3-4				○		○					○	
3-5		○		○		○					○	○
3-6		○				○					○	○
3-7		○									○	
4-1											○	
4-2		○		○		○		○			○	○
5-1		○		○		○					○	○
5-2	○			○		○	○			○	○	○
5-3							○					○
5-4						○						○
5-5		○									○	○
6-1			○	○	○	○						○
6-2			○	○		○						○
7-1											○	
7-2						○					○	○
7-3										○		
8-1										○		
8-2				○		○					○	○
8-3						○			○			○
8-4					○	○					○	
8-5						○					○	○
8-6								○			○	

（１）行動目標ごとの施策一覧

行動目標１　被害の発生抑制により人命を保護する

1-1　火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態

■ 消防力の充実・強化	
脆弱性評価	地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団員の継続的な確保及び資器材等の整備を図る必要があります。
推進方針	消防団員については、充足している状況ですが、更に技術の向上、施設・機材の整備等、地域消防力の強化を図ります。また、火災の延焼を阻止するため、市内に設置している街角消火器等について、今後も適正に維持管理を行います。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 地域防災力の育成・強化	
脆弱性評価	被害の拡大を防ぐためには、災害発生時における初期消火や人命救助等の初動が重要であり、自主的かつ組織的な防災活動が大きな役割を果たします。そのため、住民の活動が各地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。
推進方針	・自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図ります。防災訓練及び自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施することで、自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施します。 ・自主防災組織が整備する防災倉庫及び防災資機材等に対して補助金交付をすることにより、防災資機材の整備を推進します。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 要配慮者に係る施策の推進	
脆弱性評価	要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する必要があります。
推進方針	要配慮者利用施設における避難体制強化のため、事業者に避難確保計画策定及び避難訓練実施に向けた必要な支援・働きかけを推進していきます。
施策分野	福祉、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 防災知識の普及啓発	
脆弱性評価	住民一人ひとりが、地域における災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動がとれるよう、周知・啓発を行う必要があります。
推進方針	広報紙の配布や講習会等の開催のほか、ハザードマップによる啓発などにより、市民の防災意識の高揚を図り、防災に関する知識の普及啓発を図ります。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ まち全体の防火機能の向上	
脆弱性評価	都市基盤の整備状況や土地利用の状況、延焼リスク等を総合的に勘案し、優先度の高い地域から対策を講じる必要があります。
推進方針	・大規模火災のリスクを低減するため、地域の状況に応じて、防火地域又は準防火地域の指定を行い、建築物の不燃化及び難燃化を促進するほか、燃焼の拡大を遮断する道路空間の確保を進め、防火、減災に向けたまちづくりを推進します。 ・都市のコンパクト化と強靭化を併せた安全かつ持続可能なまちづくりを推進するため、災害リスクを踏まえた日高市立地適正化計画における防災まちづくり指針の策定を検討します。
施策分野	住宅・都市
担当課	都市計画課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン、日高市立地適正化計画

■ 公園の防災機能の確保	
脆弱性評価	延焼遮断効果や遮熱効果を有する公園は、老朽化が進行しており、公園施設の適正な維持管理と長寿命化を図っていくことが必要です。
推進方針	一時的な避難場所や防災空地の確保のため、公園施設の適正な維持管理、長寿命化対策、防災機能を考慮した整備及び未開設区域の開設を推進します。
施策分野	住宅・都市
担当課	市街地整備課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 学校の災害対応力の向上	
脆弱性評価	学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める必要があります。
推進方針	各学校において地域の関係機関との連携を生かし、教職員の危機管理能力の向上に努めます。
施策分野	教育
担当課	学校教育課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市教育振興基本計画

1-2　建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態

■ 消防力の充実・強化	
脆弱性評価	地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団員の継続的な確保及び資器材等の整備を図る必要があります。
推進方針	消防団員については、充足している状況ですが、更に技術の向上、施設・機材の整備等、地域消防力の強化を図ります。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 地域防災力の育成・強化	
脆弱性評価	今後30年以内に発生する大規模地震の確率は70%と言われているとともに、日本全国で毎年のように異常気象が原因と考えられる自然災害が多発しています。自主防災組織の組織率は100%となりましたが、災害対応能力や備えに地域差が生じています。今後予想される大規模災害に対して、自主防災組織の役割は更に重要となるため、予防対策や災害対応力の強化を図り、災害に強いまちづくりを行うことが早急な課題となっています。
推進方針	・自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図ります。防災訓練及び自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施することで、自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施します。 ・自主防災組織が整備する防災倉庫及び防災資機材等に対して補助金交付をすることにより、防災資機材の整備を推進します。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 要配慮者に係る施策の推進	
脆弱性評価	要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する必要があります。
推進方針	要配慮者利用施設における避難体制強化のため、事業者に避難確保計画策定及び避難訓練実施に向けた必要な支援・働きかけを推進していきます。
施策分野	福祉、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 防災知識の普及啓発	
脆弱性評価	住民一人ひとりが、地域における災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動がとれるよう、周知・啓発を行う必要があります。
推進方針	広報紙の配布や講習会等の開催のほか、ハザードマップによる啓発などにより、市民の防災意識の高揚を図り、防災に関する知識の普及啓発を図ります。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 公共建築物の総合的な管理	
脆弱性評価	本市が保有する公共建築物は、昭和50年代に建設された建築物が全体の約56%を占めており、今後一斉に更新が必要となる施設が生じることが予測されることから、中長期的な視点に立ち、公共建築物の在り方の検討を進めていく必要があります。
推進方針	公共施設の安全性を確保するため、計画的に施設の改修等を実施します。
施策分野	行政機能、老朽化対策
担当課	財政課
関連計画	日高市公共施設等総合管理計画、日高市公共施設長寿命化計画、日高市公共施設再編計画

■ 公共建築物の耐震化推進	
脆弱性評価	公共建築物のうち、約半数が昭和56年以前の旧耐震基準となっています。学校を中心として耐震補強工事を進め、平成27年時点では耐震化率は93.7%となっています。 未耐震化の施設については、耐震化を進める必要があります。
推進方針	地震災害時における施設利用者の人命を保護するとともに、地域防災拠点や指定緊急避難場所としての機能を確保するため、公共建築物の耐震化を進めます。
施策分野	行政機能、老朽化対策
担当課	財政課、各所管課
関連計画	日高市公共施設等総合管理計画、日高市公共施設長寿命化計画、日高市公共施設再編計画

■ 保育施設の総合的な管理	
脆弱性評価	本市の保育施設については、昭和50年代から平成初期に建設されており、今後老朽化に対する改修等が必要となるため、中長期的な視点に立ち、整備、保全・長寿命化、適正配置等を計画的に進める必要があります。
推進方針	公共施設再編計画に基づき、安全で快適な保育環境を確保するため、計画的かつ適正な整備等を行います。
施策分野	福祉、老朽化対策
担当課	子育て応援課
関連計画	日高市公共施設長寿命化計画、日高市公共施設再編計画

■ 安心で良好な住環境の整備・保全	
脆弱性評価	・管理不全の空き家が増えており、様々な問題が生じています。まちの魅力を損なわないよう、空き家の適正管理の促進と空き家とならないような対策が必要です。 ・大地震に備えるため、住宅や宅地の耐震化促進が必要です。 ・既存道路の拡幅や行き止まりの解消のための道路を予め位置づけて整備することにより、災害時の消防活動や避難時の安全性向上の効果とともに、延焼遅延効果を高める必要があります。
推進方針	・適正な管理が行われていない空き家等に対して、総合的かつ計画的な対策を講じます。 ・住宅や宅地の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震改修に係る支援等を行います。 ・市営住宅を計画的に適正管理し、居住者の安全確保と建築物の被害軽減を図ります。 ・住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方等について、地区の特性に応じてきめ細かなルール（地区計画）を地域住民と検討します。 ・住宅及び建築物の所有者に対して耐震化に必要な費用の一部を補助し、安全な住環境づくりを行います。 ・多数の者が利用する建築物については県と連携して所有者等への耐震化についての働きかけを実施します。 ・県と連携して建築物及び宅地の危険度を判定する応急危険度判定士体制の整備を継続します。 ・大規模火災のリスクを低減するため、地域の状況に応じて、防火地域又は準防火地域の指定を行い、建築物の不燃化及び難燃化を促進するほか、燃焼の拡大を遮断する道路空間の確保を進め、防災減災に向けたまちづくりを推進します。
施策分野	住宅・都市、土地利用
担当課	都市計画課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市営住宅長寿命化計画、日高市空家等対策計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 学校の災害対応力の向上	
脆弱性評価	学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める必要があります。
推進方針	各学校において地域の関係機関との連携を生かし、教職員の危機管理能力の向上に努めます。
施策分野	教育
担当課	学校教育課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市教育振興基本計画

1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

■ 消防力の充実・強化	
脆弱性評価	地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団員の継続的な確保及び資器材等の整備を図る必要があります。
推進方針	消防団員については、充足している状況ですが、更に技術の向上、施設・機材の整備等、地域消防力の強化を図ります。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 地域防災力の育成・強化	
脆弱性評価	被害の拡大を防ぐためには、災害発生時における初期消火や人命救助等の初動が重要であり、自主的かつ組織的な防災活動が大きな役割を果たします。そのため、住民の活動が各地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。
推進方針	・自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図ります。防災訓練及び自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施することで、自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施します。 ・自主防災組織が整備する防災倉庫及び防災資機材等に対して補助金交付をすることにより、防災資機材の整備を推進します。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 要配慮者に係る施策の推進	
脆弱性評価	要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する必要があります。
推進方針	要配慮者利用施設における避難体制強化のため、事業者に避難確保計画策定及び避難訓練実施に向けた必要な支援・働きかけを推進していきます。
施策分野	福祉、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 避難行動要支援者等への支援	
脆弱性評価	災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等について、円滑かつ迅速に避難することができるように、避難行動要支援者の支援体制を整備する必要があります。
推進方針	高齢者や障がい者等の要支援者が災害時に安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進します。
施策分野	福祉、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 防災知識の普及啓発	
脆弱性評価	住民一人ひとりが、地域における災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動がとれるよう、周知・啓発を行う必要があります。
推進方針	広報紙の配布や講習会等の開催のほか、ハザードマップによる啓発などにより、市民の防災意識の高揚を図り、防災に関する知識の普及啓発を図ります。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 市民等への情報伝達体制の強化	
脆弱性評価	災害時情報や避難情報等をすべての市民に確実に伝達できるように、多様な情報伝達手段を確保し、平時から運用する必要があります。
推進方針	市民への情報伝達手段として、市ホームページ、防災行政無線、防災メール、ケーブルテレビによる放送、ＳＮＳ及びＬアラート（災害情報共有システム）、広報車両等、多様な媒体による伝達体制の確立を図ります。
施策分野	行政機能、情報通信
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 農業用ため池の防災対策	
脆弱性評価	７箇所の農業用ため池の現地調査の実施や、１箇所の防災重点農業用ため池の耐震調査及び劣化状況評価を実施しています。この調査結果によっては対策が必要になります。また、危険度を周知し、災害等から身を守る意識を向上させる必要があります。
推進方針	農業用ため池７箇所の適正な維持管理を実施するとともに、防災重点農業用ため池１箇所の調査結果に基づく対策を実施するための設計及び工事を進めていくとともに、ハザードマップにより危険度を周知することで、防災意識の向上を図ります。
施策分野	情報通信、国土保全、地域づくり・リスクコミュニケーション、老朽化対策
担当課	産業振興課

■ 橋の維持管理と河川環境の保全	
脆弱性評価	・道路、橋等の施設更新時期が集中することが明らかである中、施設の健全性や安全で円滑な交通を確保するため、計画的に点検を実施し、適切に維持管理を行う必要があります。 ・保水機能を有する田畑の減少等により増加傾向にある浸水被害の軽減を図るため、水路、河川など既存施設の計画的な改修等について検討する必要があります。
推進方針	・安全で円滑な交通を確保するための定期点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を実施します。 ・河川の治水機能を確保しつつ良好な生活環境を維持するため、地域からの要望を踏まえ、河川環境の改善を図ります。
施策分野	国土保全、老朽化対策
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン、日高市橋梁長寿命化修繕計画

■ 雨水排水対策の推進	
脆弱性評価	・道路冠水等の被害軽減を図るため、放流先の確保について検討し、雨水排水対策を進めていく必要があります。 ・近年頻発する集中豪雨により、雨水浸水対策への関心が高まっていますが、放流先となる現況河川の整備計画、布設計画路線の幅員等の影響により整備を進めるのが難しい状況であるため、事業計画の見直しが必要です。
推進方針	・大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を防止するため、側溝等の雨水排水施設を整備します。 ・近年頻発する集中豪雨に対し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
施策分野	住宅・都市、国土保全
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 雨水処理施設の整備	
脆弱性評価	・内水氾濫等の被害軽減を図るため、雨水の排水先の確保等について、検討及び対策が必要です。 ・地震による液状化や豪雨時の内圧変化によって、マンホールの浮上が発生した場合、道路交通や下水道の排水機能に支障をきたすことから、マンホールの浮上防止対策が必要です。
推進方針	異常気象等による大雨時に発生する道路冠水や宅地などへの浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
施策分野	住宅・都市
担当課	下水道課
関連計画	日高公共下水道事業計画

■ 学校の災害対応力の向上	
脆弱性評価	学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める必要があります。
推進方針	各学校において地域の関係機関との連携を生かし、教職員の危機管理能力の向上に努めます。
施策分野	教育
担当課	学校教育課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市教育振興基本計画

1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

■ 消防力の充実・強化	
脆弱性評価	地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団員の継続的な確保及び資器材等の整備を図る必要があります。
推進方針	消防団員については、充足している状況ですが、更に技術の向上、施設・機材の整備等、地域消防力の強化を図ります。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 地域防災力の育成・強化	
脆弱性評価	災害発生時における初期消火や人命救助等の初動が重要であり、自主的かつ組織的な防災活動が大きな役割を果たします。そのため、住民の活動が各地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。
推進方針	・自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図ります。防災訓練及び自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施することで、自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施します。 ・自主防災組織が整備する防災倉庫及び防災資機材等に対して補助金交付をすることにより、防災資機材の整備を推進します。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 要配慮者に係る施策の推進	
脆弱性評価	要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する必要があります。
推進方針	要配慮者利用施設における避難体制強化のため、事業者に避難確保計画策定及び避難訓練実施に向けた必要な支援・働きかけを推進していきます。
施策分野	福祉、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 避難行動要支援者等への支援	
脆弱性評価	災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等について、円滑かつ迅速に避難することができるように、避難行動要支援者の支援体制を整備する必要があります。
推進方針	高齢者や障がい者等の要支援者が災害時に安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進します。
施策分野	福祉、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 防災知識の普及啓発	
脆弱性評価	住民一人ひとりが、地域における災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動がとれるよう、周知・啓発を行う必要があります。
推進方針	広報紙の配布や講習会等の開催のほか、ハザードマップによる啓発などにより、市民の防災意識の高揚を図り、防災に関する知識の普及啓発を図ります。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 市民等への情報伝達体制の強化	
脆弱性評価	災害時情報や避難情報等をすべての市民に確実に伝達できるように、多様な情報伝達手段を確保し、平時から運用する必要があります。
推進方針	市民への情報伝達手段として、市ホームページ、防災行政無線、防災メール、ケーブルテレビによる放送、ＳＮＳ及びＬアラート（災害情報共有システム）、広報車両等、多様な媒体による伝達体制の確立を図ります。
施策分野	行政機能、情報通信
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 土砂災害等防止施設の整備	
脆弱性評価	土砂災害のおそれのある渓流等において、土砂災害を防止する施設の整備がなされる必要があります。
推進方針	県に対して、必要な土砂災害等の防止施設整備を要望していきます。また、機能が充分発揮されるようメンテナンス・点検の実施を要望します。
施策分野	国土保全、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 県等関係機関との連携及び監視体制の強化	
脆弱性評価	集中豪雨等により、土砂の堆積、埋立て箇所や傾斜地に設置された太陽光発電施設等から土砂等が流出する可能性があります。
推進方針	監視体制を強化するとともに、必要に応じ県等関係機関と連携し、各法令に基づく指導等を行う必要があります。
施策分野	環境
担当課	環境課
関連計画	第２次日高市環境基本計画

■ 森林整備による防災対策	
脆弱性評価	山林の崩壊等による土石流の発生被害予防のため、良好な森林保全を図っていく必要があります。
推進方針	山腹崩壊場所や地すべり場所等の把握に努め、崩壊や土石流のおそれのある山林での被害予防のため、治山事業などを実施していきます。
施策分野	国土保全
担当課	産業振興課

■ 土地利用の抑制	
脆弱性評価	土砂災害が懸念される市街地のがけ地周辺や山間部の集落等において、その土地利用のあり方について、方向性を整理する必要があります。
推進方針	市街化区域及び市街化調整区域の開発等が可能な区域から災害ハザードエリア（レッドゾーンやイエローゾーン等）を除外して開発抑制を行い、災害ハザードエリアからの移転等を検討します。
施策分野	住宅・都市、土地利用
担当課	都市計画課
関連計画	日高市都市計画マスタープラン

1-5　列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

■ 消防力の充実・強化	
脆弱性評価	地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団員の継続的な確保及び資器材等の整備を図る必要があります。
推進方針	消防団員については、充足している状況ですが、更に技術の向上、施設・機材の整備等、地域消防力の強化を図ります。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 交通安全の推進	
脆弱性評価	公共交通関係事業者との連携を密にし、大規模災害が発生するような危険個所等が判明した際には早急な対応ができるようにする必要があります。
推進方針	列車やバス等公共交通の事業者との連携を図り、安全な運行ができるよう推進します。
施策分野	交通
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

1-6　災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

■ 消防力の充実・強化	
脆弱性評価	地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団員の継続的な確保及び資器材等の整備を図る必要があります。
推進方針	消防団員については、充足している状況ですが、更に技術の向上、施設・機材の整備等、地域消防力の強化を図ります。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 地域防災力の育成・強化	
脆弱性評価	災害発生時における初期消火や人命救助等の初動が重要であり、自主的かつ組織的な防災活動が大きな役割を果たします。そのため、住民の活動が各地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。
推進方針	・自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図ります。防災訓練及び自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施することで、自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施します。 ・自主防災組織が整備する防災倉庫及び防災資機材等に対して補助金交付をすることにより、防災資機材の整備を推進します。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 要配慮者に係る施策の推進	
脆弱性評価	要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する必要があります。
推進方針	要配慮者利用施設における避難体制強化のため、事業者に避難確保計画策定及び避難訓練実施に向けた必要な支援・働きかけを推進していきます。
施策分野	福祉、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 避難行動要支援者等への支援	
脆弱性評価	災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等について、円滑かつ迅速に避難することができるように、避難行動要支援者の支援体制を整備する必要があります。
推進方針	高齢者や障がい者等の要支援者が災害時に安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進します。
施策分野	福祉、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 防災知識の普及啓発	
脆弱性評価	住民一人ひとりが、地域における災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動がとれるよう、周知・啓発を行う必要があります。
推進方針	広報紙の配布や講習会等の開催のほか、ハザードマップによる啓発などにより、市民の防災意識の高揚を図り、防災に関する知識の普及啓発を図ります。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 市民等への情報伝達体制の強化	
脆弱性評価	災害時情報や避難情報等をすべての市民に確実に伝達できるように、多様な情報伝達手段を確保し、平時から運用する必要があります。
推進方針	市民への情報伝達手段として、市ホームページ、防災行政無線、防災メール、ケーブルテレビによる放送、ＳＮＳ及びＬアラート（災害情報共有システム）、広報車両等、多様な媒体による伝達体制の確立を図ります。
施策分野	行政機能、情報通信
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 地域コミュニティ施設整備の支援	
脆弱性評価	公共施設の老朽化が進行しており、現状の施設をそのまま維持することは困難な状況です。公共施設の改修や更新等を計画的に実施するとともに、その財源を確保する必要があります。
推進方針	災害時には自主防災組織の拠点となる集会施設整備を支援します。平常時は地域活動の拠点となることで、地域住民の自助や連携意識を醸成する施設となります。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション、老朽化対策
担当課	総務課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 外国人市民に優しいまちづくりの推進	
脆弱性評価	外国人市民の中には、日本語が十分理解できなかったり、文化や生活習慣の違いで地域になじめなかったり、孤立してしまうような場合もあります。災害時等においては、要配慮者である外国人市民に対して、迅速に情報を伝達する方法、地域における支援の体制整備が必要となります。外国人市民が適切に行動でき、日常生活でも安心して生活できるようにするため、多言語による災害情報や防犯情報を得る方法などを周知しています。
推進方針	災害時等における外国人市民への的確な情報を周知するため、多言語による情報提供の充実及び通訳・翻訳ボランティアの増員を図ります。
施策分野	情報通信、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	総務課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理	
脆弱性評価	大規模災害時における緊急対応の遅れを防ぐため、幹線道路のネットワークを構築する必要があります。
推進方針	・市内の移動をスムーズにする幹線道路、都市計画道路などの整備を計画的に推進します。 ・地域からの要望等を踏まえながら、生活道路としての機能向上、歩行者などの安全性を確保し、道路環境の改善を図ります。 ・安全で快適な道路空間を確保するための定期的な点検など、計画的な維持管理を行います。
施策分野	交通
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

行動目標２　救助・救急・医療活動により人命を保護する

2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

■ 消防力の充実・強化	
脆弱性評価	地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団員の継続的な確保及び資器材等の整備を図る必要があります。
推進方針	消防団員については、充足している状況ですが、更に技術の向上、施設・機材の整備等、地域消防力の強化を図ります。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 地域防災力の育成・強化	
脆弱性評価	災害発生時における初期消火や人命救助等の初動が重要であり、自主的かつ組織的な防災活動が大きな役割を果たします。そのため、住民の活動が各地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。
推進方針	・自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図ります。防災訓練及び自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施することで、自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施します。 ・自主防災組織が整備する防災倉庫及び防災資機材等に対して補助金交付をすることにより、防災資機材の整備を推進します。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 要配慮者に係る施策の推進	
脆弱性評価	要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する必要があります。
推進方針	要配慮者利用施設における避難体制強化のため、事業者に避難確保計画策定及び避難訓練実施に向けた必要な支援・働きかけを推進していきます。
施策分野	福祉、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 避難行動要支援者等への支援	
脆弱性評価	災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等について、円滑かつ迅速に避難することができるように、避難行動要支援者の支援体制を整備する必要があります。
推進方針	高齢者や障がい者等の要支援者が災害時に安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進します。
施策分野	福祉、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 防災知識の普及啓発	
脆弱性評価	住民一人ひとりが、地域における災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動がとれるよう、周知・啓発を行う必要があります。
推進方針	広報紙の配布や講習会等の開催のほか、ハザードマップによる啓発などにより、市民の防災意識の高揚を図り、防災に関する知識の普及啓発を図ります。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 市民等への情報伝達体制の強化	
脆弱性評価	災害時情報や避難情報等をすべての市民に確実に伝達できるように、多様な情報伝達手段を確保し、平時から運用する必要があります。
推進方針	市民への情報伝達手段として、市ホームページ、防災行政無線、防災メール、ケーブルテレビによる放送、ＳＮＳ及びＬアラート（災害情報共有システム）、広報車両等、多様な媒体による伝達体制の確立を図ります。
施策分野	行政機能、情報通信
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 土砂災害等防止施設の整備	
脆弱性評価	土砂災害のおそれのある渓流等において、土砂災害を防止する施設の整備がなされる必要があります。
推進方針	県に対して、必要な土砂災害等の防止施設整備を要望していきます。また、機能が充分発揮されるようメンテナンス・点検の実施を要望します。
施策分野	国土保全、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 地域コミュニティ施設整備の支援	
脆弱性評価	公共施設の老朽化が進行しており、現状の施設をそのまま維持することは困難な状況です。公共施設の改修や更新等を計画的に実施するとともに、その財源を確保する必要があります。
推進方針	災害時には自主防災組織の拠点となる集会施設整備を支援します。平常時は地域活動の拠点となることで、地域住民の自助や連携意識を醸成する施設となります。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション、老朽化対策
担当課	総務課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 外国人市民に優しいまちづくりの推進	
脆弱性評価	外国人市民の中には、日本語が十分理解できなかったり、文化や生活習慣の違いで地域になじめなかったり、孤立してしまうような場合もあります。災害時等においては、要配慮者である外国人市民に対して、迅速に情報を伝達する方法、地域における支援の体制整備が必要となります。外国人市民が適切に行動でき、日常生活でも安心して生活できるようにするため、多言語による災害情報や防犯情報を得る方法などを周知しています。
推進方針	災害時等における外国人市民への的確な情報を周知するため、多言語による情報提供の充実及び通訳・翻訳ボランティアの増員を図ります。
施策分野	情報通信、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	総務課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 橋の維持管理と河川環境の保全	
脆弱性評価	・道路、橋等の施設更新時期が集中することが明らかである中、施設の健全性や安全で円滑な交通を確保するため、計画的に点検を実施し、適切に維持管理を行う必要があります。 ・保水機能を有する田畑の減少等により増加傾向にある浸水被害の軽減を図るため、水路、河川など既存施設の計画的な改修等について検討する必要があります。
推進方針	・安全で円滑な交通を確保するための定期点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を実施します。 ・河川の治水機能を確保しつつ良好な生活環境を維持するため、地域からの要望を踏まえ、河川環境の改善を図ります。
施策分野	国土保全、老朽化対策
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン、日高市橋梁長寿命化修繕計画

■ 雨水排水対策の推進	
脆弱性評価	・道路冠水等の被害軽減を図るため、放流先の確保について検討し、雨水排水対策を進めていく必要があります。 ・近年頻発する集中豪雨により、雨水浸水対策への関心が高まっていますが、放流先となる現況河川の整備計画、布設計画路線の幅員等の影響により整備を進めるのが難しい状況であるため、事業計画の見直しが必要です。
推進方針	・大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を防止するため、側溝等の雨水排水施設を整備します。 ・近年頻発する集中豪雨に対し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
施策分野	住宅・都市、国土保全
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理	
脆弱性評価	大規模災害時における緊急対応の遅れを防ぐため、幹線道路のネットワークを構築する必要があります。
推進方針	・市内の移動をスムーズにする幹線道路、都市計画道路などの整備を計画的に推進します。 ・地域からの要望等を踏まえながら、生活道路としての機能向上、歩行者などの安全性を確保し、道路環境の改善を図ります。 ・安全で快適な道路空間を確保するための定期的な点検など、計画的な維持管理を行います。
施策分野	交通
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 学校の災害対応力の向上	
脆弱性評価	学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める必要があります。また、小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努める必要があります。
推進方針	各学校において地域の関係機関との連携を生かし、教職員の危機管理能力の向上や、主体的に行動できる児童生徒の育成に努めます。
施策分野	教育
担当課	学校教育課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市教育振興基本計画

2-2　医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

■ 健康を支え守るための環境整備	
脆弱性評価	市内医療機関や飯能地区医師会などと連携し、市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、救急医療体制の確保など、地域医療体制の充実を図る必要があります。
推進方針	市民が必要なときに適切な医療を受けられるようにするため、身近なかかりつけ医と大学病院などの地域の中核的な医療機関との連携や、在宅医療推進のための環境づくり、救急医療体制の確保など、地域医療体制の一層の充実を図ります。
施策分野	保健医療
担当課	保健相談センター
関連計画	日高市地域防災計画

2-3　ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

■ ごみの適正な処理	
脆弱性評価	市で処理する廃棄物の約84%を占める可燃ごみの継続的・安定的な処理を目的として、委託事業者と平成30年度に令和13年度末までの長期協定を締結しました。本市は直営の施設を持たず、ごみ処理の全てを民間事業者に委託しているため、継続的かつ安定的なごみ処理体制を確保していくことが必要です。
推進方針	衛生的な生活環境を確保するため、市内で排出されるごみ（一般廃棄物）の継続的、安定的な収集・処理体制を確立します。
施策分野	環境
担当課	環境課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市災害廃棄物処理計画

■ し尿の適正な処理	
脆弱性評価	衛生的な生活環境を確保するため、入間西部衛生組合及びし尿収集運搬事業者と連携し、効率的な運営について検討していく必要があります。
推進方針	・衛生的な生活環境を確保するため、入間西部衛生組合及びし尿収集運搬事業者と連携し、し尿を適正に処理します。 ・し尿処理施設の効率的な運営を図ります。
施策分野	環境
担当課	環境課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市災害廃棄物処理計画

■ 感染症予防体制の整備	
脆弱性評価	感染症の予防に関する正しい知識の普及や感染症の発生・まん延を防ぐ定期予防接種等を実施しています。新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など、生命や健康を害するとともに市民生活及び経済に及ぼす影響が大きい感染症のまん延に対応するため、早期に適切な情報提供や予防対策を実施する体制整備が必要です。
推進方針	感染症の重症化やまん延を予防するため、正しい知識の普及を図るとともに、手洗い、うがい、マスクの着用等の感染症予防対策の周知徹底に努めます。また、市民の定期予防接種等を推進するとともに、乳幼児健康診査等を通じて、予防接種の確認や勧奨などを行います。
施策分野	保健医療
担当課	保健相談センター

■ 安心で安定した水道水の供給	
脆弱性評価	水道水の水質は、常に良好な状態に保たれていますが、浄水施設の老朽化が進み、修繕工事が増えています。安心して飲める水道水を安定して供給するため、水源環境を保全し、水質を適正に管理するとともに、浄水施設の計画的な更新と適切な維持管理を図っていくことが必要です。
推進方針	・市民が安心して飲める水道水を供給するため、水源環境を保全し、水質を適正に管理します。 ・水道水を安定して供給するため、浄水施設を計画的に更新するとともに、適切な維持管理に努めます。
施策分野	ライフライン、老朽化対策
担当課	水道課
関連計画	日高市水道事業長期計画～日高市水道ビジョン2017～、日高市水道事業経営戦略

■ 災害に強い給水体制の確立	
脆弱性評価	事業拡張の時期に整備した水道管路が老朽化し、耐用年数を超えた水道管路の割合が上昇しているため、漏水・破損事故の発生頻度が高まっています。基幹配水管路の耐震化率も３割程度であることから、大規模災害の発生時には断水が長期化するリスクがあります。水道管路の老朽化に対し、計画的な更新と適切な維持管理を図っていくことが必要です。
推進方針	災害に強い給水体制を確立するため、水道施設の耐震化を計画的に推進します。
施策分野	ライフライン、老朽化対策
担当課	水道課
関連計画	日高市水道事業長期計画～日高市水道ビジョン2017～、日高市水道事業経営戦略

行動目標３　交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

3-1　沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態

■ 土砂災害等防止施設の整備	
脆弱性評価	土砂災害のおそれのある渓流等において、土砂災害を防止する施設の整備がなされる必要があります。
推進方針	県に対して、必要な土砂災害等の防止施設整備を要望していきます。また、機能が充分発揮されるようメンテナンス・点検の実施を要望します。
施策分野	国土保全、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課

■ 交通安全の推進	
脆弱性評価	交通事故を未然に防ぐため、引き続き交通安全施設の整備や、啓発活動による交通安全意識の向上を図っていく必要があります。
推進方針	・安全に通行できるように交通安全施設整備を推進します。 ・交通事故から身を守れるように交通安全教育の周知啓発を図ります。
施策分野	交通
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理	
脆弱性評価	大規模災害時における緊急対応の遅れを防ぐため、幹線道路のネットワークを構築する必要があります。
推進方針	・市内の移動をスムーズにする幹線道路、都市計画道路などの整備を計画的に推進します。 ・地域からの要望等を踏まえながら、生活道路としての機能向上、歩行者などの安全性を確保し、道路環境の改善を図ります。 ・安全で快適な道路空間を確保するための定期的な点検など、計画的な維持管理を行います。
施策分野	交通
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 安心で良好な住環境の整備・保全	
脆弱性評価	既存道路の拡幅や行き止まりの解消のための道路を予め位置づけて整備することにより、災害時の消防活動や避難時の安全性向上の効果とともに、延焼遅延効果を高める必要があります。
推進方針	住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方等について、地区の特性に応じてきめ細かなルール（地区計画）を地域住民と検討します。
施策分野	住宅・都市
担当課	都市計画課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

3-2　信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態

■ 交通安全の推進	
脆弱性評価	信号機が停止した交差点での交通事故を未然に防ぐため、引き続き啓発活動による交通安全意識の向上を図っていく必要があります。
推進方針	交通事故から身を守れるように交通安全教育の周知啓発を図ります。
施策分野	交通
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

3-3　旅客の輸送が長期間停止する事態

■ 幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理	
脆弱性評価	大規模災害時における緊急対応の遅れを防ぐため、幹線道路のネットワークを構築する必要があります。
推進方針	・市内の移動をスムーズにする幹線道路、都市計画道路などの整備を計画的に推進します。 ・地域からの要望等を踏まえながら、生活道路としての機能向上、歩行者などの安全性を確保し、道路環境の改善を図ります。 ・安全で快適な道路空間を確保するための定期的な点検など、計画的な維持管理を行います。
施策分野	交通
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 計画的な道路配置	
脆弱性評価	建築物が密集した地域での災害の大規模化を防ぐため、災害時の消防活動や避難時の安全性向上の効果とともに、延焼抑止効果を高める安全な避難路及び緊急の輸送路の確保のため、計画的な道路整備を推進する必要があります。
推進方針	大規模災害時に延焼を遮断することができる道路等の空間の確保、一時的な避難及び活動場所となり得る空間の確保を行うため、都市計画道路や区画道路等の交通ネットワークを構築し、災害に強い都市基盤整備を推進します。
施策分野	住宅・都市、交通
担当課	都市計画課

3-4　物資の輸送が長期間停止する事態

■ 土砂災害等防止施設の整備	
脆弱性評価	土砂災害のおそれのある渓流等において、土砂災害を防止する施設の整備がなされる必要があります。
推進方針	県に対して、必要な土砂災害等の防止施設整備を要望していきます。また、機能が充分発揮されるようメンテナンス・点検の実施を要望します。
施策分野	国土保全、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課

■ 幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理	
脆弱性評価	大規模災害時における緊急対応の遅れを防ぐため、幹線道路のネットワークを構築する必要があります。
推進方針	・市内の移動をスムーズにする幹線道路、都市計画道路などの整備を計画的に推進します。 ・地域からの要望等を踏まえながら、生活道路としての機能向上、歩行者などの安全性を確保し、道路環境の改善を図ります。 ・安全で快適な道路空間を確保するための定期的な点検など、計画的な維持管理を行います。
施策分野	交通
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

3-5　孤立集落が発生する事態

■ 消防力の充実・強化	
脆弱性評価	地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団員の継続的な確保及び資器材等の整備を図る必要があります。
推進方針	消防団員については、充足している状況ですが、更に技術の向上、施設・機材の整備等、地域消防力の強化を図ります。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 地域防災力の育成・強化	
脆弱性評価	災害発生時における初期消火や人命救助等の初動が重要であり、自主的かつ組織的な防災活動が大きな役割を果たします。そのため、住民の活動が各地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。
推進方針	・自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図ります。防災訓練及び自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施することで、自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施します。 ・自主防災組織が整備する防災倉庫及び防災資機材等に対して補助金交付をすることにより、防災資機材の整備を推進します。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 防災知識の普及啓発	
脆弱性評価	住民一人ひとりが、地域における災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動がとれるよう、周知・啓発を行う必要があります。
推進方針	広報紙の配布や講習会等の開催のほか、ハザードマップによる啓発などにより、市民の防災意識の高揚を図り、防災に関する知識の普及啓発を図ります。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 市民等への情報伝達体制の強化	
脆弱性評価	災害時情報や避難情報等をすべての市民に確実に伝達できるように、多様な情報伝達手段を確保し、平時から運用する必要があります。
推進方針	市民への情報伝達手段として、市ホームページ、防災行政無線、防災メール、ケーブルテレビによる放送、ＳＮＳ及びＬアラート（災害情報共有システム）、広報車両等、多様な媒体による伝達体制の確立を図ります。
施策分野	行政機能、情報通信
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 土砂災害等防止施設の整備	
脆弱性評価	土砂災害のおそれのある渓流等において、土砂災害を防止する施設の整備がなされる必要があります。
推進方針	県に対して、必要な土砂災害等の防止施設整備を要望していきます。また、機能が充分発揮されるようメンテナンス・点検の実施を要望します。
施策分野	国土保全、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課

■ 物資の供給体制の強化	
脆弱性評価	大規模災害発生時の被害状況によっては、移動や物資の輸送ができなくなる事態が発生し、孤立化する地域が生じるおそれがあります。
推進方針	大規模災害発生時において孤立化するおそれのある地域をはじめ、必要とする箇所に必要な物資を供給できる体制の強化を図ります。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 森林管理道の維持管理	
脆弱性評価	土砂の堆積や倒木等による被害予防のため、森林の管理に必要な森林管理道の維持管理を計画的に進めていくことが求められています。
推進方針	定期的な点検などによる計画的な維持管理を行い、安全な森林管理道の確保に努めます。
施策分野	国土保全
担当課	産業振興課

■ 橋の維持管理と河川環境の保全	
脆弱性評価	・道路、橋等の施設更新時期が集中することが明らかである中、施設の健全性や安全で円滑な交通を確保するため、計画的に点検を実施し、適切に維持管理を行う必要があります。 ・保水機能を有する田畑の減少等により増加傾向にある浸水被害の軽減を図るため、水路、河川など既存施設の計画的な改修等について検討する必要があります。
推進方針	・安全で円滑な交通を確保するための定期点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を実施します。 ・河川の治水機能を確保しつつ良好な生活環境を維持するため、地域からの要望を踏まえ、河川環境の改善を図ります。
施策分野	国土保全、老朽化対策
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン、日高市橋梁長寿命化修繕計画

■ 雨水排水対策の推進	
脆弱性評価	・道路冠水等の被害軽減を図るため、放流先の確保について検討し、雨水排水対策を進めていく必要があります。 ・近年頻発する集中豪雨により、雨水浸水対策への関心が高まっていますが、放流先となる現況河川の整備計画、布設計画路線の幅員等の影響により整備を進めるのが難しい状況であるため、事業計画の見直しが必要です。
推進方針	・大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を防止するため、側溝等の雨水排水施設を整備します。 ・近年頻発する集中豪雨に対し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
施策分野	住宅・都市、国土保全
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理	
脆弱性評価	大規模災害時における緊急対応の遅れを防ぐため、幹線道路のネットワークを構築する必要があります。
推進方針	・市内の移動をスムーズにする幹線道路、都市計画道路などの整備を計画的に推進します。 ・地域からの要望等を踏まえながら、生活道路としての機能向上、歩行者などの安全性を確保し、道路環境の改善を図ります。 ・安全で快適な道路空間を確保するための定期的な点検など、計画的な維持管理を行います。
施策分野	交通
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

3-6　情報通信が輻輳・途絶する事態

■ 市民等への情報伝達体制の強化	
脆弱性評価	災害時情報や避難情報等をすべての市民に確実に伝達できるように、多様な情報伝達手段を確保し、平時から運用する必要があります。
推進方針	市民への情報伝達手段として、市ホームページ、防災行政無線、防災メール、ケーブルテレビによる放送、ＳＮＳ及びＬアラート（災害情報共有システム）、広報車両等、多様な媒体による伝達体制の確立を図ります。
施策分野	行政機能、情報通信
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 土砂災害等防止施設の整備	
脆弱性評価	土砂災害のおそれのある渓流等において、土砂災害を防止する施設の整備がなされる必要があります。
推進方針	県に対して、必要な土砂災害等の防止施設整備を要望していきます。また、機能が充分発揮されるようメンテナンス・点検の実施を要望します。
施策分野	国土保全、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 基幹業務システム等の耐障害性の強化	
脆弱性評価	大規模災害時における行政機能の維持に必要となる情報システムについては、日本データセンター協会が定める「ティア３」相当のデータセンターを利用しており、また市庁舎とデータセンター間の情報通信機能についても、冗長化構成を取っており耐障害性を確保しています。
推進方針	今後は国のデジタル・ガバメント実行計画を受け、国が整備するISMAP準拠のより高可用性・耐障害性のクラウドサービスへの移行を行っていく必要があります。
施策分野	情報通信
担当課	市政情報課
関連計画	デジタル・ガバメント実行計画

■ 橋の維持管理と河川環境の保全	
脆弱性評価	・道路、橋等の施設更新時期が集中することが明らかである中、施設の健全性や安全で円滑な交通を確保するため、計画的に点検を実施し、適切に維持管理を行う必要があります。 ・保水機能を有する田畑の減少等により増加傾向にある浸水被害の軽減を図るため、水路、河川など既存施設の計画的な改修等について検討する必要があります。
推進方針	・安全で円滑な交通を確保するための定期点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を実施します。 ・河川の治水機能を確保しつつ良好な生活環境を維持するため、地域からの要望を踏まえ、河川環境の改善を図ります。
施策分野	国土保全、老朽化対策
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン、日高市橋梁長寿命化修繕計画

■ 雨水排水対策の推進	
脆弱性評価	・道路冠水等の被害軽減を図るため、放流先の確保について検討し、雨水排水対策を進めていく必要があります。 ・近年頻発する集中豪雨により、雨水浸水対策への関心が高まっていますが、放流先となる現況河川の整備計画、布設計画路線の幅員等の影響により整備を進めるのが難しい状況であるため、事業計画の見直しが必要です。
	▼
推進方針	・大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を防止するため、側溝等の雨水排水施設を整備します。 ・近年頻発する集中豪雨に対し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
施策分野	住宅・都市、国土保全
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

3-7　情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

■ 市民等への情報伝達体制の強化	
脆弱性評価	災害時情報や避難情報等をすべての市民に確実に伝達できるように、多様な情報伝達手段を確保し、平時から運用する必要があります。
	▼
推進方針	市民への情報伝達手段として、市ホームページ、防災行政無線、防災メール、ケーブルテレビによる放送、ＳＮＳ及びＬアラート（災害情報共有システム）、広報車両等、多様な媒体による伝達体制の確立を図ります。
施策分野	行政機能、情報通信
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 正確な情報収集発信	
脆弱性評価	災害発生時において、正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要があります。
	▼
推進方針	噂やデマ等の可能性を加味しながら、危機管理部門と連携して、裏付けが取れる正確な情報を市ホームページ等で公開していきます。
施策分野	情報通信
担当課	市政情報課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 多様な伝達手段の確保	
脆弱性評価	災害時情報や避難情報等を市民等に確実に伝達できるように、多様な情報伝達手段を確保し、平時から運用する必要があります。
推進方針	防災行政無線、市ホームページ、ＳＮＳ、アプリなどを活用し、多様な情報伝達手段により災害情報や避難情報等を発信します。
施策分野	情報通信
担当課	市政情報課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 外国人市民に優しいまちづくりの推進	
脆弱性評価	外国人市民の中には、日本語が十分理解できなかったり、文化や生活習慣の違いで地域になじめなかったり、孤立してしまうような場合もあります。災害時等においては、要配慮者である外国人市民に対して、迅速に情報を伝達する方法、地域における支援の体制整備が必要となります。外国人市民が適切に行動でき、日常生活でも安心して生活できるようにするため、多言語による災害情報や防犯情報を得る方法などを周知しています。
推進方針	災害時等における外国人市民への的確な情報を周知するため、多言語による情報提供の充実及び通訳・翻訳ボランティアの増員を図ります。
施策分野	情報通信、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	総務課
関連計画	日高市地域防災計画

行動目標４　必要不可欠な行政機能を確保する

4-1　治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態

■ 防犯活動の推進	
脆弱性評価	防犯キャンペーン等で啓発活動を行い注意喚起を促していますが、犯罪件数を減少させるため、警察や関係機関との連携を強化し啓発活動を行う必要があります。
推進方針	自主防犯活動団体への支援を行うとともに、警察や関係機関との連携を図り、防犯活動を推進します。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

■ 消防力の充実・強化	
脆弱性評価	地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団員の継続的な確保及び資器材等の整備を図る必要があります。
推進方針	消防団員については、充足している状況ですが、更に技術の向上、施設・機材の整備等、地域消防力の強化を図ります。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 地域防災力の育成・強化	
脆弱性評価	災害発生時における初期消火や人命救助等の初動が重要であり、自主的かつ組織的な防災活動が大きな役割を果たします。そのため、住民の活動が各地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。
推進方針	・自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図ります。防災訓練及び自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施することで、自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施します。 ・自主防災組織が整備する防災倉庫及び防災資機材等に対して補助金交付をすることにより、防災資機材の整備を推進します。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 防災知識の普及啓発	
脆弱性評価	住民一人ひとりが、地域における災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動がとれるよう、周知・啓発を行う必要があります。
推進方針	広報紙の配布や講習会等の開催のほか、ハザードマップによる啓発などにより、市民の防災意識の高揚を図り、防災に関する知識の普及啓発を図ります。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 市民等への情報伝達体制の強化	
脆弱性評価	災害時情報や避難情報等をすべての市民に確実に伝達できるように、多様な情報伝達手段を確保し、平時から運用する必要があります。
推進方針	市民への情報伝達手段として、市ホームページ、防災行政無線、防災メール、ケーブルテレビによる放送、ＳＮＳ及びＬアラート（災害情報共有システム）、広報車両等、多様な媒体による伝達体制の確立を図ります。
施策分野	行政機能、情報通信
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 平常時からの連携関係の確立	
脆弱性評価	大規模災害発生時には、本市単独で十分な応急・復旧対策ができないおそれがあります。
推進方針	・災害時に本市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図ります。 ・災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進します。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 公共建築物の耐震化推進	
脆弱性評価	公共建築物のうち、約半数が昭和56年以前の旧耐震基準となっています。学校を中心として耐震補強工事を進め、平成27年時点では耐震化率は93.7%となっています。 未耐震化の施設については、耐震化を進める必要があります。
推進方針	地震災害時における施設利用者の人命を保護するとともに、地域防災拠点や指定緊急避難場所としての機能を確保するため、公共建築物の耐震化を進めます。
施策分野	行政機能、老朽化対策
担当課	財政課、各所管課
関連計画	日高市公共施設等総合管理計画、日高市公共施設長寿命化計画、日高市公共施設再編計画

■ 地域コミュニティ施設整備の支援	
脆弱性評価	公共施設の老朽化が進行しており、現状の施設をそのまま維持することは困難な状況です。公共施設の改修や更新等を計画的に実施するとともに、その財源を確保する必要があります。
推進方針	災害時には自主防災組織の拠点となる集会施設整備を支援します。平常時は地域活動の拠点となることで、地域住民の自助や連携意識を醸成する施設となります。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション、老朽化対策
担当課	総務課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 外国人市民に優しいまちづくりの推進	
脆弱性評価	外国人市民の中には、日本語が十分理解できなかったり、文化や生活習慣の違いで地域になじめなかったり、孤立してしまうような場合もあります。災害時等においては、要配慮者である外国人市民に対して、迅速に情報を伝達する方法、地域における支援の体制整備が必要となります。外国人市民が適切に行動でき、日常生活でも安心して生活できるようにするため、多言語による災害情報や防犯情報を得る方法などを周知しています。
推進方針	災害時等における外国人市民への的確な情報を周知するため、多言語による情報提供の充実及び通訳・翻訳ボランティアの増員を図ります。
施策分野	情報通信、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	総務課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 橋の維持管理と河川環境の保全	
脆弱性評価	・道路、橋等の施設更新時期が集中することが明らかである中、施設の健全性や安全で円滑な交通を確保するため、計画的に点検を実施し、適切に維持管理を行う必要があります。 ・保水機能を有する田畑の減少等により増加傾向にある浸水被害の軽減を図るため、水路、河川など既存施設の計画的な改修等について検討する必要があります。
推進方針	・安全で円滑な交通を確保するための定期点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を実施します。 ・河川の治水機能を確保しつつ良好な生活環境を維持するため、地域からの要望を踏まえ、河川環境の改善を図ります。
施策分野	国土保全、老朽化対策
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン、日高市橋梁長寿命化修繕計画

■ 雨水排水対策の推進	
脆弱性評価	・道路冠水等の被害軽減を図るため、放流先の確保について検討し、雨水排水対策を進めていく必要があります。 ・近年頻発する集中豪雨により、雨水浸水対策への関心が高まっていますが、放流先となる現況河川の整備計画、布設計画路線の幅員等の影響により整備を進めるのが難しい状況であるため、事業計画の見直しが必要です。
推進方針	・大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を防止するため、側溝等の雨水排水施設を整備します。 ・近年頻発する集中豪雨に対し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
施策分野	住宅・都市、国土保全
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理	
脆弱性評価	大規模災害時における緊急対応の遅れを防ぐため、幹線道路のネットワークを構築する必要があります。
推進方針	・市内の移動をスムーズにする幹線道路、都市計画道路などの整備を計画的に推進します。 ・地域からの要望等を踏まえながら、生活道路としての機能向上、歩行者などの安全性を確保し、道路環境の改善を図ります。 ・安全で快適な道路空間を確保するための定期的な点検など、計画的な維持管理を行います。
施策分野	交通
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 水道事業の運営基盤の強化	
脆弱性評価	・行政自体が被災し、業務の遂行に制約を受ける状況下にあっても、業務継続計画に基づいて災害応急業務や優先度の高い業務を継続できるよう日頃から研修、訓練を行う必要があります。 ・人材不足等の課題に対応するためにも職員の技術力を向上させる人材育成や技術力を継承させる組織体制の構築など、人的資源を確保することで、運営基盤の強化を図っていくことが必要です。
推進方針	水道事業の将来を担う人的資源を確保し、技術力を継承するため、職員を適切に配置するとともに、職員教育を充実させ、人材育成を図ります。
施策分野	行政機能
担当課	水道課
関連計画	日高市水道事業長期計画～日高市水道ビジョン2017～、日高市水道事業経営戦略

■ 学校の災害対応力の向上	
脆弱性評価	学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める必要があります。また、小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努める必要があります。
推進方針	各学校において地域の関係機関との連携を生かし、教職員の危機管理能力の向上や、主体的に行動できる児童生徒の育成に努めます。
施策分野	教育
担当課	学校教育課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市教育振興基本計画

■ 避難先となる施設の適正な維持管理	
脆弱性評価	公共施設再編計画に基づき、公共施設の老朽化対策を行う必要があります。
推進方針	公共施設再編計画に基づき、施設の老朽化対策として、計画的かつ適正な整備を行います。
施策分野	行政機能、老朽化対策
担当課	生涯学習課
関連計画	日高市公共施設再編計画

行動目標５　生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

■ 消防力の充実・強化	
脆弱性評価	地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団員の継続的な確保及び資器材等の整備を図る必要があります。
推進方針	消防団員については、充足している状況ですが、更に技術の向上、施設・機材の整備等、地域消防力の強化を図ります。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 地域防災力の育成・強化	
脆弱性評価	災害発生時における初期消火や人命救助等の初動が重要であり、自主的かつ組織的な防災活動が大きな役割を果たします。そのため、住民の活動が各地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。
推進方針	・自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図ります。防災訓練及び自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施することで、自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施します。 ・自主防災組織が整備する防災倉庫及び防災資機材等に対して補助金交付をすることにより、防災資機材の整備を推進します。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 防災知識の普及啓発	
脆弱性評価	住民一人ひとりが、地域における災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動がとれるよう、周知・啓発を行う必要があります。
推進方針	広報紙の配布や講習会等の開催のほか、ハザードマップによる啓発などにより、市民の防災意識の高揚を図り、防災に関する知識の普及啓発を図ります。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 市民等への情報伝達体制の強化	
脆弱性評価	災害時情報や避難情報等をすべての市民に確実に伝達できるように、多様な情報伝達手段を確保し、平時から運用する必要があります。
推進方針	市民への情報伝達手段として、市ホームページ、防災行政無線、防災メール、ケーブルテレビによる放送、ＳＮＳ及びＬアラート（災害情報共有システム）、広報車両等、多様な媒体による伝達体制の確立を図ります。
施策分野	行政機能、情報通信
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 平常時からの連携関係の確立	
脆弱性評価	大規模災害発生時には、本市単独で十分な応急・復旧対策ができないおそれがあります。
推進方針	・災害時に本市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図ります。 ・災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進します。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 物資拠点の整備	
脆弱性評価	生活必需品の集積地となる物資拠点（本庁舎駐車場）について、非常時に十分な機能を発揮できるように適正な管理を行うとともに、機能拡充に努める必要があります。
推進方針	本庁舎駐車場について、災害時の救援物資等集積場として、機能確保に努めます。
施策分野	行政機能
担当課	管財課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 地域コミュニティ施設整備の支援	
脆弱性評価	公共施設の老朽化が進行しており、現状の施設をそのまま維持することは困難な状況です。公共施設の改修や更新等を計画的に実施するとともに、その財源を確保する必要があります。
推進方針	災害時には自主防災組織の拠点となる集会施設整備を支援します。平常時は地域活動の拠点となることで、地域住民の自助や連携意識を醸成する施設となります。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション、老朽化対策
担当課	総務課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 外国人市民に優しいまちづくりの推進	
脆弱性評価	外国人市民の中には、日本語が十分理解できなかったり、文化や生活習慣の違いで地域になじめなかったり、孤立してしまうような場合もあります。災害時等においては、要配慮者である外国人市民に対して、迅速に情報を伝達する方法、地域における支援の体制整備が必要となります。外国人市民が適切に行動でき、日常生活でも安心して生活できるようにするため、多言語による災害情報や防犯情報を得る方法などを周知しています。
推進方針	災害時等における外国人市民への的確な情報を周知するため、多言語による情報提供の充実及び通訳・翻訳ボランティアの増員を図ります。
施策分野	情報通信、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	総務課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 橋の維持管理と河川環境の保全	
脆弱性評価	・道路、橋等の施設更新時期が集中することが明らかである中、施設の健全性や安全で円滑な交通を確保するため、計画的に点検を実施し、適切に維持管理を行う必要があります。 ・保水機能を有する田畑の減少等により増加傾向にある浸水被害の軽減を図るため、水路、河川など既存施設の計画的な改修等について検討する必要があります。
推進方針	・安全で円滑な交通を確保するための定期点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を実施します。 ・河川の治水機能を確保しつつ良好な生活環境を維持するため、地域からの要望を踏まえ、河川環境の改善を図ります。
施策分野	国土保全、老朽化対策
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン、日高市橋梁長寿命化修繕計画

■ 雨水排水対策の推進	
脆弱性評価	・道路冠水等の被害軽減を図るため、放流先の確保について検討し、雨水排水対策を進めていく必要があります。 ・近年頻発する集中豪雨により、雨水浸水対策への関心が高まっていますが、放流先となる現況河川の整備計画、布設計画路線の幅員等の影響により整備を進めるのが難しい状況であるため、事業計画の見直しが必要です。
推進方針	・大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を防止するため、側溝等の雨水排水施設を整備します。 ・近年頻発する集中豪雨に対し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
施策分野	住宅・都市、国土保全
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理	
脆弱性評価	大規模災害時における緊急対応の遅れを防ぐため、幹線道路のネットワークを構築する必要があります。
推進方針	・市内の移動をスムーズにする幹線道路、都市計画道路などの整備を計画的に推進します。 ・地域からの要望等を踏まえながら、生活道路としての機能向上、歩行者などの安全性を確保し、道路環境の改善を図ります。 ・安全で快適な道路空間を確保するための定期的な点検など、計画的な維持管理を行います。
施策分野	交通
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

5-2　電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

■ 電気・ガス等のエネルギー供給体制・復旧体制の強化	
脆弱性評価	大規模災害発生時には、電力・ガス等の関連施設が被害を受け、供給停止となるおそれがあります。
推進方針	平時から連絡会議や訓練を行うなど、事業者との連携体制を強化します。
施策分野	行政機能、エネルギー、ライフライン、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 交通安全の推進	
脆弱性評価	電気の供給が停止した場合は信号機が停止してしまうため、交差点での交通事故を未然に防ぐため、引き続き啓発活動による交通安全意識の向上を図っていく必要があります。
推進方針	交通事故から身を守れるように交通安全教育の周知啓発を図ります。
施策分野	交通
担当課	危機管理課

■ 民間事業者との連携による燃料の確保	
脆弱性評価	災害時において、災害応急対策に必要な燃料が確保される必要があります。そのため、災害応急対策に使用する車両、災害対策本部や避難所等に使用する燃料、燃料用の携行缶及び給油ポンプ等を確保します。
推進方針	日高市と埼玉県石油商業組合飯能日高支部日高班により、「災害時における燃料等の優先供給に関する協定書」を交わし、市内に災害が発生した場合における燃料等の優先供給に関し、必要と想定される量の確保に努めます。また、協定の下、本庁舎の発電に関して、軽油の確保に努めます。
施策分野	エネルギー
担当課	管財課

■ 再生可能エネルギーの導入拡大	
脆弱性評価	電力供給が途絶えた時に備えて、エネルギー供給源の多様化や再生可能エネルギー等の導入が必要となります。
推進方針	太陽光発電設備の設置等の再生可能エネルギーの導入に向けて、施設管理者と協議し推進します。
施策分野	エネルギー、環境
担当課	環境課
関連計画	第２次日高市環境基本計画

■ 橋の維持管理と河川環境の保全	
脆弱性評価	・道路、橋等の施設更新時期が集中することが明らかである中、施設の健全性や安全で円滑な交通を確保するため、計画的に点検を実施し、適切に維持管理を行う必要があります。 ・保水機能を有する田畑の減少等により増加傾向にある浸水被害の軽減を図るため、水路、河川など既存施設の計画的な改修等について検討する必要があります。
推進方針	・安全で円滑な交通を確保するための定期点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を実施します。 ・河川の治水機能を確保しつつ良好な生活環境を維持するため、地域からの要望を踏まえ、河川環境の改善を図ります。
施策分野	国土保全、老朽化対策
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン、日高市橋梁長寿命化修繕計画

■ 雨水排水対策の推進	
脆弱性評価	・道路冠水等の被害軽減を図るため、放流先の確保について検討し、雨水排水対策を進めていく必要があります。 ・近年頻発する集中豪雨により、雨水浸水対策への関心が高まっていますが、放流先となる現況河川の整備計画、布設計画路線の幅員等の影響により整備を進めるのが難しい状況であるため、事業計画の見直しが必要です。
推進方針	・大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を防止するため、側溝等の雨水排水施設を整備します。 ・近年頻発する集中豪雨に対し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
施策分野	住宅・都市、国土保全
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

5-3　取水停止等により、給水停止が長期化する事態

■ 安心で安定した水道水の供給	
脆弱性評価	水道水の水質は、常に良好な状態に保たれていますが、浄水施設の老朽化が進み、修繕工事が増えています。安心して飲める水道水を安定して供給するため、水源環境を保全し、水質を適正に管理するとともに、浄水施設の計画的な更新と適切な維持管理を図っていくことが必要です。
推進方針	・市民が安心して飲める水道水を供給するため、水源環境を保全し、水質を適正に管理します。 ・水道水を安定して供給するため、浄水施設を計画的に更新するとともに、適切な維持管理に努めます。
施策分野	ライフライン、老朽化対策
担当課	水道課
関連計画	日高市水道事業長期計画～日高市水道ビジョン2017～、日高市水道事業経営戦略

■ 災害に強い給水体制の確立	
脆弱性評価	・事業拡張の時期に整備した水道管路が老朽化し、耐用年数を超えた水道管路の割合が上昇しているため、漏水・破損事故の発生頻度が高まっています。基幹配水管路の耐震化率も３割程度であることから、大規模災害の発生時には断水が長期化するリスクがあります。水道管路の老朽化に対し、計画的な更新と適切な維持管理を図っていくことが必要です。 ・災害時の断水に備えた給水車の配備、応急給水栓、給水袋等の備蓄とともに、危機管理対策マニュアルに基づく応急給水体制の確立が必要です。
推進方針	災害に強い給水体制を確立するため、水道施設の耐震化を計画的に推進します。
施策分野	ライフライン、老朽化対策
担当課	水道課
関連計画	日高市水道事業長期計画～日高市水道ビジョン2017～、日高市水道事業経営戦略

5-4　汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

■ 橋の維持管理と河川環境の保全	
脆弱性評価	・道路、橋等の施設更新時期が集中することが明らかである中、施設の健全性や安全で円滑な交通を確保するため、計画的に点検を実施し、適切に維持管理を行う必要があります。 ・保水機能を有する田畑の減少等により増加傾向にある浸水被害の軽減を図るため、水路、河川など既存施設の計画的な改修等について検討する必要があります。
	▼
推進方針	・安全で円滑な交通を確保するための定期点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を実施します。 ・河川の治水機能を確保しつつ良好な生活環境を維持するため、地域からの要望を踏まえ、河川環境の改善を図ります。
施策分野	国土保全、老朽化対策
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン、日高市橋梁長寿命化修繕計画

■ 雨水排水対策の推進	
脆弱性評価	・道路冠水等の被害軽減を図るため、放流先の確保について検討し、雨水排水対策を進めていく必要があります。 ・近年頻発する集中豪雨により、雨水浸水対策への関心が高まっていますが、放流先となる現況河川の整備計画、布設計画路線の幅員等の影響により整備を進めるのが難しい状況であるため、事業計画の見直しが必要です。
	▼
推進方針	・大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を防止するため、側溝等の雨水排水施設を整備します。 ・近年頻発する集中豪雨に対し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
施策分野	住宅・都市、国土保全
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 汚水処理施設の整備・下水道施設の維持管理	
脆弱性評価	・下水道供用開始後30年が経過し、耐用年数を超える設備が増加しています。また、下水道管についても老朽化により不明水が侵入するなどの影響が生じており、現在、計画的な整備及び維持管理に努めていますが、このことに係る工事及び設備に熟知した技術職員の育成が必要です。 ・災害対応を速やかに実施するためには、下水道事業ＢＣＰの定期的な検証が必要です。 ・管路の破損等により、トイレが使用できなくなる場合を想定し、仮設トイレ等の備蓄が必要です。 ・地震による液状化や豪雨時の内圧変化によって、マンホールの浮上が発生した場合、道路交通や下水道の排水機能に支障をきたすことから、マンホールの浮上防止対策が必要です。
推進方針	・公共用水域の水質保全を図るとともに、良好な生活環境が維持できるよう、汚水処理施設の整備を推進します。 ・下水道管路施設の老朽化対策を行い、適正な放流水質を維持するため、計画的かつ効率的な維持管理を推進します。
施策分野	住宅・都市、老朽化対策
担当課	下水道課
関連計画	日高公共下水道事業計画、日高市下水道事業経営戦略、日高市下水道ストックマネジメント計画、日高市下水道事業業務継続計画

5-5　地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

■ 避難所における衛生環境の保持	
脆弱性評価	大規模災害発生時には、地域活動の担い手が不足し、避難所等の生活環境が悪化するおそれがあります。
推進方針	避難所における衛生環境を保持するため、衛生用品や仮設トイレ等の資器材を整備するとともに、間仕切りテント等を配備するなどプライバシーへも配慮した環境を整備します。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 避難所の運営体制の強化	
脆弱性評価	避難所における生活が長期化した際には、住民が主体となった避難所運営が行われる必要があります。
推進方針	避難所における生活が長期化する場合は、住民による自主的な避難所運営ができるよう、体制を整備します。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 地域防災力の育成・強化	
脆弱性評価	災害発生時における初期消火や人命救助等の初動が重要であり、自主的かつ組織的な防災活動が大きな役割を果たします。そのため、住民の活動が各地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。
推進方針	・自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図ります。防災訓練及び自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施することで、自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施します。 ・自主防災組織が整備する防災倉庫及び防災資機材等に対して補助金交付をすることにより、防災資機材の整備を推進します。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 防災知識の普及啓発	
脆弱性評価	住民一人ひとりが、地域における災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動がとれるよう、周知・啓発を行う必要があります。
推進方針	広報紙の配布や講習会等の開催のほか、ハザードマップによる啓発などにより、市民の防災意識の高揚を図り、防災に関する知識の普及啓発を図ります。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 平常時からの連携関係の確立	
脆弱性評価	大規模災害発生時には、本市単独で十分な応急・復旧対策ができないおそれがあります。
推進方針	・災害時に本市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図ります。 ・災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進します。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 公共建築物の耐震化推進	
脆弱性評価	公共建築物のうち、約半数が昭和56年以前の旧耐震基準となっています。学校を中心として耐震補強工事を進め、平成27年時点では耐震化率は93.7%となっています。 未耐震化の施設については、耐震化を進める必要があります。
推進方針	地震災害時における施設利用者の人命を保護するとともに、地域防災拠点や指定緊急避難場所としての機能を確保するため、公共建築物の耐震化を進めます。
施策分野	行政機能、老朽化対策
担当課	財政課、各所管課
関連計画	日高市公共施設等総合管理計画、日高市公共施設長寿命化計画、日高市公共施設再編計画

■ 地域コミュニティ活動の促進	
脆弱性評価	・市民の意見を市政運営に反映するため、平成21年に日高市市民参加条例を制定し、同条例に基づく市民参加を推進するとともに、市と日高市社会福祉協議会が連携して、ボランティア・市民活動を支援しています。ボランティア・市民活動をしたい人やボランティア等の支援を必要とする人との橋渡し機能の強化を図る必要があります。 ・少子高齢化の進展や価値観の多様化により区（自治会等）への加入率は年々低下するとともに、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティが減退傾向にあります。一方で各地域においては、その地域の特色を生かした活動や課題の解決に向けた取組も行われています。住み良い連帯感、豊かな地域社会の形成のため、地域のつながりを向上させ、持続可能な地域活動を推進するため、区への加入や地域活動への参加を促進するとともに、活動拠点となる自治会館等の整備を支援する必要があります。
推進方針	・市民が市政に参加し、市民と行政が協働して愛着と誇りのある住み良いまちづくりを進めるため、日高市市民参加条例に基づく市民参加の推進を図るとともに、日高市社会福祉協議会のボランティアセンター機能の充実を支援し、ボランティア活動等を振興します。 ・地域におけるつながりを高め、様々な地域課題を解決し、安心して暮らしやすいまちづくりを進めるため、自治会や市コミュニティ協議会の活動を支援し、地域におけるコミュニティ活動の促進を図ります。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	総務課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 男女共同参画社会の形成の促進	
脆弱性評価	災害時には避難所等を開設して暫定的な居場所を確保することが必要になりますが、男性と女性では災害によって受ける影響が異なり、ニーズや対応方法も異なります。こうした点を理解した上で、災害時や避難所生活においてさまざまな立場の人へ必要な支援を行えるよう、男女共同参画の視点に立った防災・災害対策を講じることが必要になっています。
推進方針	防災・災害対策における男女共同参画の取組として、研修会や地域防災会議などへの女性の参画を促進します。また、男女のニーズの違いを意識した備蓄品配備や避難所運営などの災害対策を進めます。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	総務課
関連計画	日高市地域防災計画、第５次日高市男女共同参画プラン

■ 外国人市民に優しいまちづくりの推進	
脆弱性評価	外国人市民の中には、日本語が十分理解できなかったり、文化や生活習慣の違いで地域になじめなかったり、孤立してしまうような場合もあります。災害時等においては、要配慮者である外国人市民に対して、迅速に情報を伝達する方法、地域における支援の体制整備が必要となります。外国人市民が適切に行動でき、日常生活でも安心して生活できるようにするため、多言語による災害情報や防犯情報を得る方法などを周知しています。
推進方針	災害時等における外国人市民への的確な情報を周知するため、多言語による情報提供の充実及び通訳・翻訳ボランティアの増員を図ります。
施策分野	情報通信、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	総務課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 避難先となる施設の適正な維持管理	
脆弱性評価	公共施設再編計画に基づき、公共施設の老朽化対策を行う必要があります。
推進方針	公共施設再編計画に基づき、施設の老朽化対策として、計画的かつ適正な整備を行います。
施策分野	行政機能、老朽化対策
担当課	生涯学習課
関連計画	日高市公共施設再編計画

■ 公民館を通じた地域のつながりの強化	
脆弱性評価	少子高齢化の進展や価値観の多様化により地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティが減退傾向にあります。
推進方針	地域コミュニティの活動拠点でもある公民館において、様々な社会教育活動を実施・支援し、地域のつながりを深める活動を推進します。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	生涯学習課

行動目標６　「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

6-1　農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

■ 農業基盤の整備及び維持管理	
脆弱性評価	農業用排水路の整備や遊休農地の解消及び発生抑制のため農地の集積化を行い、農業生産力を維持するための農業基盤を整備及び維持管理に努める必要があります。
推進方針	土地改良事業による農業基盤整備、農地中間管理事業による農地の集積化を進め、農業基盤の健全な維持管理に努めます。
施策分野	農林業
担当課	産業振興課

■ 農業経営の安定化	
脆弱性評価	農業者等の経営安定化に向けて、関係機関との連携を深め、新規就農者等の生産力確保に向けた政策を検討する必要があります。
推進方針	新規就農者等の担い手確保や、スマート農業の推進等といった農業者等の経営安定に向けた支援を行います。
施策分野	農林業
担当課	産業振興課

■ 企業への支援	
脆弱性評価	・事業所の撤退、個人商店をはじめとした小規模店舗等の閉店など、国全体と同様の傾向となっていますので、小規模事業者や創業希望者、事業承継を必要とする事業者などに対する支援が必要です。 ・中心市街地、商店街といったにぎわいの核となる地域がないので、市が一体となって活性化を進めていく上で重要な鍵となる、地域産業の指導団体である商工会と連携協力を進めることが必要です。 ・事業者に対する支援をはじめとする地域経済活性化のための支援などを通じて、労働環境の改善、雇用機会の創出や就労への支援が必要です。
推進方針	・地域の産業を活性化するため、農業・工業・商業のバランスの取れた産業の振興を支援します。 ・商工業事業者の経営の安定化を図り、地域経済を活性化するため、商工業事業者等を支援します。 ・関係機関と連携し、就労・就業を支援します。 ・就業の場創出のための施策を行います。 ・日高市商工会や市内事業者と連携して、地域経済の安定化及び持続的発展を進めます。
施策分野	産業
担当課	産業振興課
関連計画	創業支援等事業計画

■ 事業者ＢＣＰ策定支援	
脆弱性評価	事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する必要があります。また、各事業者において事業継続力強化計画（ＢＣＰ）の策定が必要です。
推進方針	日高市商工会と連携し、小規模事業者に対し、事業継続に関する普及啓発セミナーや市の施策の紹介し、事業継続力強化計画（ＢＣＰ）の策定支援を行います。
施策分野	産業
担当課	産業振興課

■ 橋の維持管理と河川環境の保全	
脆弱性評価	・道路、橋等の施設更新時期が集中することが明らかである中、施設の健全性や安全で円滑な交通を確保するため、計画的に点検を実施し、適切に維持管理を行う必要があります。 ・保水機能を有する田畑の減少等により増加傾向にある浸水被害の軽減を図るため、水路、河川など既存施設の計画的な改修等について検討する必要があります。
推進方針	・安全で円滑な交通を確保するための定期点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を実施します。 ・河川の治水機能を確保しつつ良好な生活環境を維持するため、地域からの要望を踏まえ、河川環境の改善を図ります。
施策分野	国土保全、老朽化対策
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン、日高市橋梁長寿命化修繕計画

■ 雨水排水対策の推進	
脆弱性評価	・道路冠水等の被害軽減を図るため、放流先の確保について検討し、雨水排水対策を進めていく必要があります。 ・近年頻発する集中豪雨により、雨水浸水対策への関心が高まっていますが、放流先となる現況河川の整備計画、布設計画路線の幅員等の影響により整備を進めるのが難しい状況であるため、事業計画の見直しが必要です。
推進方針	・大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を防止するため、側溝等の雨水排水施設を整備します。 ・近年頻発する集中豪雨に対し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
施策分野	住宅・都市、国土保全
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理	
脆弱性評価	大規模災害時における緊急対応の遅れを防ぐため、幹線道路のネットワークを構築する必要があります。
推進方針	・市内の移動をスムーズにする幹線道路、都市計画道路などの整備を計画的に推進します。 ・地域からの要望等を踏まえながら、生活道路としての機能向上、歩行者などの安全性を確保し、道路環境の改善を図ります。 ・安全で快適な道路空間を確保するための定期的な点検など、計画的な維持管理を行います。
施策分野	交通
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

6-2　金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態

■ 企業への支援・商工振興活動の支援	
脆弱性評価	・事業所の撤退、個人商店をはじめとした小規模店舗等の閉店など、国全体と同様の傾向となっていますので、小規模事業者や創業希望者、事業承継を必要とする事業者などに対する支援が必要です。 ・中心市街地、商店街といったにぎわいの核となる地域がないので、市が一体となって活性化を進めていく上で重要な鍵となる、地域産業の指導団体である商工会と連携協力を進めることが必要です。 ・事業者に対する支援をはじめとする地域経済活性化のための支援などを通じて、労働環境の改善、雇用機会の創出や就労への支援が必要です。
推進方針	・地域の産業を活性化するため、農業・工業・商業のバランスの取れた産業の振興を支援します。 ・商工業事業者の経営の安定化を図り、地域経済を活性化するため、商工業事業者等を支援します。 ・関係機関と連携し、就労・就業を支援します。 ・就業の場創出のための施策を行います。 ・日高市商工会や市内事業者と連携して、地域経済の安定化及び持続的発展を進めます。 ・災害等の発生時において、事業活動が継続できるよう市内において事業を営む中小企業者等に対し、災害等の発生時において、事業活動が継続できるよう、必要な資金の融資斡旋等を行います。
施策分野	産業
担当課	産業振興課
関連計画	創業支援等事業計画

■ 橋の維持管理と河川環境の保全	
脆弱性評価	・道路、橋等の施設更新時期が集中することが明らかである中、施設の健全性や安全で円滑な交通を確保するため、計画的に点検を実施し、適切に維持管理を行う必要があります。 ・保水機能を有する田畑の減少等により増加傾向にある浸水被害の軽減を図るため、水路、河川など既存施設の計画的な改修等について検討する必要があります。
推進方針	・安全で円滑な交通を確保するための定期点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を実施します。 ・河川の治水機能を確保しつつ良好な生活環境を維持するため、地域からの要望を踏まえ、河川環境の改善を図ります。
施策分野	国土保全、老朽化対策
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン、日高市橋梁長寿命化修繕計画

■ 雨水排水対策の推進	
脆弱性評価	・道路冠水等の被害軽減を図るため、放流先の確保について検討し、雨水排水対策を進めていく必要があります。 ・近年頻発する集中豪雨により、雨水浸水対策への関心が高まっていますが、放流先となる現況河川の整備計画、布設計画路線の幅員等の影響により整備を進めるのが難しい状況であるため、事業計画の見直しが必要です。
推進方針	・大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を防止するため、側溝等の雨水排水施設を整備します。 ・近年頻発する集中豪雨に対し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
施策分野	住宅・都市、国土保全
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理	
脆弱性評価	大規模災害時における緊急対応の遅れを防ぐため、幹線道路のネットワークを構築する必要があります。
推進方針	・市内の移動をスムーズにする幹線道路、都市計画道路などの整備を計画的に推進します。 ・地域からの要望等を踏まえながら、生活道路としての機能向上、歩行者などの安全性を確保し、道路環境の改善を図ります。 ・安全で快適な道路空間を確保するための定期的な点検など、計画的な維持管理を行います。
施策分野	交通
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

行動目標７　二次災害を発生させない

7-1　消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態

■ 消防力の充実・強化	
脆弱性評価	地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団員の継続的な確保及び資器材等の整備を図る必要があります。
推進方針	消防団員については、充足している状況ですが、更に技術の向上、施設・機材の整備等、地域消防力の強化を図ります。また、火災の延焼を阻止するため、市内に設置している街角消火器等について、今後も適正に維持管理を行います。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 地域防災力の育成・強化	
脆弱性評価	災害発生時における初期消火や人命救助等の初動が重要であり、自主的かつ組織的な防災活動が大きな役割を果たします。そのため、住民の活動が各地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図る必要があります。
推進方針	・自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図ります。防災訓練及び自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施することで、自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施します。 ・自主防災組織が整備する防災倉庫及び防災資機材等に対して補助金交付をすることにより、防災資機材の整備を推進します。
施策分野	行政機能、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 延焼火災の被害軽減	
脆弱性評価	市街地が連続し、木造住宅が密集する地域等は延焼火災の危険性が高いため、優先順位を付けた対策を講じる必要があります。
推進方針	大規模火災のリスクを低減するため、地域の状況に応じて、防火地域又は準防火地域の指定を行い、建築物の不燃化及び難燃化を促進するほか、燃焼の拡大を遮断する道路空間の確保を進め、防火、減災に向けたまちづくりを推進します。
施策分野	住宅・都市
担当課	都市計画課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

7-2　洪水抑制機能が大幅に低下する事態

■ 防災知識の普及啓発	
脆弱性評価	住民一人ひとりが、地域における災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動がとれるよう、周知・啓発を行う必要があります。
推進方針	洪水等が起こった場合のハザードマップに浸水の程度や避難情報を示し、住民に周知します。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 防災重点農業用ため池の維持管理	
脆弱性評価	農業用ため池のうち、防災重点農業用ため池については、劣化状況評価等の点検結果を踏まえ、十分な対策を行う必要があります。
推進方針	防災重点農業用ため池の定期的な点検及び健全な維持管理に努めます。
施策分野	国土保全、老朽化対策
担当課	産業振興課

■ 橋の維持管理と河川環境の保全	
脆弱性評価	・道路、橋等の施設更新時期が集中することが明らかである中、施設の健全性や安全で円滑な交通を確保するため、計画的に点検を実施し、適切に維持管理を行う必要があります。 ・保水機能を有する田畑の減少等により増加傾向にある浸水被害の軽減を図るため、水路、河川など既存施設の計画的な改修等について検討する必要があります。
推進方針	・安全で円滑な交通を確保するための定期点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を実施します。 ・河川の治水機能を確保しつつ良好な生活環境を維持するため、地域からの要望を踏まえ、河川環境の改善を図ります。
施策分野	国土保全、老朽化対策
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン、日高市橋梁長寿命化修繕計画

■ 雨水排水対策の推進	
脆弱性評価	・道路冠水等の被害軽減を図るため、放流先の確保について検討し、雨水排水対策を進めていく必要があります。 ・近年頻発する集中豪雨により、雨水浸水対策への関心が高まっていますが、放流先となる現況河川の整備計画、布設計画路線の幅員等の影響により整備を進めるのが難しい状況であるため、事業計画の見直しが必要です。
推進方針	・大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を防止するため、側溝等の雨水排水施設を整備します。 ・近年頻発する集中豪雨に対し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
施策分野	住宅・都市、国土保全
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 雨水処理施設の整備	
脆弱性評価	・内水氾濫等の被害軽減を図るため、雨水の排水先の確保等について、検討及び対策が必要です。 ・地震による液状化や豪雨時の内圧変化によって、マンホールの浮上が発生した場合、道路交通や下水道の排水機能に支障をきたすことから、マンホールの浮上防止対策が必要です。
推進方針	異常気象等による大雨時に発生する道路冠水や宅地などへの浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
施策分野	住宅・都市
担当課	下水道課
関連計画	日高公共下水道事業計画

7-3　危険物・有害物質等が流出する事態

■ 埼玉県等の関係機関との連携	
脆弱性評価	災害時には有害化学物質などが事業所等から流出することが懸念されます。
推進方針	県等関係機関と連携し、事業所等への注意喚起を行うとともに、流出事故に迅速に対応できる体制の整備を図ります。
施策分野	環境
担当課	環境課
関連計画	第２次日高市環境基本計画

行動目標８　大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

8-1　大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態

■ ごみの適正な処理	
脆弱性評価	市で処理する廃棄物の約84%を占める可燃ごみの継続的・安定的な処理を目的として、委託事業者と平成30年度に令和13年度末までの長期協定を締結しました。本市は直営の施設を持たず、ごみ処理の全てを民間事業者に委託しているため、継続的かつ安定的なごみ処理体制を確保していくことが必要です。
推進方針	衛生的な生活環境を確保するため、市内で排出されるごみ（一般廃棄物）の継続的、安定的な収集・処理体制を確立します。
施策分野	環境
担当課	環境課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市災害廃棄物処理計画

8-2　市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

■ 土砂災害等防止施設の整備	
脆弱性評価	土砂災害のおそれのある渓流等において、土砂災害を防止する施設の整備がなされる必要があります。
推進方針	県に対して、必要な土砂災害等の防止施設整備を要望していきます。また、機能が充分発揮されるようメンテナンス・点検の実施を要望します。
施策分野	国土保全、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課

■ 橋の維持管理と河川環境の保全	
脆弱性評価	・道路、橋等の施設更新時期が集中することが明らかである中、施設の健全性や安全で円滑な交通を確保するため、計画的に点検を実施し、適切に維持管理を行う必要があります。 ・保水機能を有する田畑の減少等により増加傾向にある浸水被害の軽減を図るため、水路、河川など既存施設の計画的な改修等について検討する必要があります。
推進方針	・安全で円滑な交通を確保するための定期点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を実施します。 ・河川の治水機能を確保しつつ良好な生活環境を維持するため、地域からの要望を踏まえ、河川環境の改善を図ります。
施策分野	国土保全、老朽化対策
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン、日高市橋梁長寿命化修繕計画

■ 雨水排水対策の推進	
脆弱性評価	・道路冠水等の被害軽減を図るため、放流先の確保について検討し、雨水排水対策を進めていく必要があります。 ・近年頻発する集中豪雨により、雨水浸水対策への関心が高まっていますが、放流先となる現況河川の整備計画、布設計画路線の幅員等の影響により整備を進めるのが難しい状況であるため、事業計画の見直しが必要です。
推進方針	・大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を防止するため、側溝等の雨水排水施設を整備します。 ・近年頻発する集中豪雨に対し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
施策分野	住宅・都市、国土保全
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理	
脆弱性評価	大規模災害時における緊急対応の遅れを防ぐため、幹線道路のネットワークを構築する必要があります。
推進方針	・市内の移動をスムーズにする幹線道路、都市計画道路などの整備を計画的に推進します。 ・地域からの要望等を踏まえながら、生活道路としての機能向上、歩行者などの安全性を確保し、道路環境の改善を図ります。 ・安全で快適な道路空間を確保するための定期的な点検など、計画的な維持管理を行います。
施策分野	交通
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 安心で良好な住環境の整備・保全	
脆弱性評価	既存道路の拡幅や行き止まりの解消のための道路を予め位置づけて整備することにより、災害時の消防活動や避難時の安全性向上の効果とともに、延焼遅延効果を高める必要があります。
推進方針	住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方等について、地区の特性に応じてきめ細かなルール（地区計画）を地域住民と検討します。
施策分野	住宅・都市
担当課	都市計画課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

8-3　土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

■ 橋の維持管理と河川環境の保全	
脆弱性評価	・道路、橋等の施設更新時期が集中することが明らかである中、施設の健全性や安全で円滑な交通を確保するため、計画的に点検を実施し、適切に維持管理を行う必要があります。 ・保水機能を有する田畑の減少等により増加傾向にある浸水被害の軽減を図るため、水路、河川など既存施設の計画的な改修等について検討する必要があります。
	▼
推進方針	・安全で円滑な交通を確保するための定期点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を実施します。 ・河川の治水機能を確保しつつ良好な生活環境を維持するため、地域からの要望を踏まえ、河川環境の改善を図ります。
施策分野	国土保全、老朽化対策
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン、日高市橋梁長寿命化修繕計画

■ 雨水排水対策の推進	
脆弱性評価	・道路冠水等の被害軽減を図るため、放流先の確保について検討し、雨水排水対策を進めていく必要があります。 ・近年頻発する集中豪雨により、雨水浸水対策への関心が高まっていますが、放流先となる現況河川の整備計画、布設計画路線の幅員等の影響により整備を進めるのが難しい状況であるため、事業計画の見直しが必要です。
	▼
推進方針	・大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を防止するため、側溝等の雨水排水施設を整備します。 ・近年頻発する集中豪雨に対し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
施策分野	住宅・都市、国土保全
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 地籍調査の推進	
脆弱性評価	災害時を含めた土地の権利保護のため、地籍調査を実施しておく必要があります。
	▼
推進方針	災害が発生した場合の早期復旧実現のため、土地の所在（境界）を明確にできるよう、計画的に地籍調査を実施します。
施策分野	土地利用
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 地域の特性に応じた土地利用の推進	
脆弱性評価	・無秩序な開発等を抑制し、適正な土地利用となるよう誘導する必要があります。 ・圏央道のインターチェンジに近接しているという好条件を生かしつつ、周辺環境に配慮した土地利用を誘導していく必要があります。
推進方針	開発行為や建築行為の適切な指導により、計画的かつ適正な土地利用を誘導します。
施策分野	住宅・都市、土地利用
担当課	都市計画課
関連計画	日高市都市計画マスタープラン

8-4　耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

■ 土砂災害等防止施設の整備	
脆弱性評価	土砂災害のおそれのある渓流等において、土砂災害を防止する施設の整備がなされる必要があります。
推進方針	県に対して、必要な土砂災害等の防止施設整備を要望していきます。また、機能が充分発揮されるようメンテナンス・点検の実施を要望します。
施策分野	国土保全、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課

■ 遊休農地の解消対策	
脆弱性評価	農家の高齢化や担い手不足により遊休農地が増加しているため、解消に向けた取り組みを強化する必要があります。
推進方針	年々増加する遊休農地の解消に向けて、適正な維持管理の推進及び農地中間管理事業による農地の集積化に努めます。
施策分野	農林業
担当課	産業振興課

■ 森林の保全及び林業生産性の向上	
脆弱性評価	森林の循環利用の実現に向けて、森林の保全及び林業の生産性を向上する必要があります。
推進方針	森林環境譲与税を活用し、担い手の育成、公共施設の木造化・木質化等の利活用を推進し、林業生産性の向上を図ります。
施策分野	農林業
担当課	産業振興課

■ 都市緑地の確保	
脆弱性評価	大規模災害時に延焼を遮断することができる都市緑地を今後も計画的に保全していく必要があります。
推進方針	市街地の緑地（農地を含む）は、防災機能や景観形成機能等を有するため、生産緑地制度等を活用し、緑地の保全、創出又は活用に努めます。
施策分野	住宅・都市、農林業
担当課	都市計画課
関連計画	日高市都市計画マスタープラン

8-5　広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

■ 土砂災害等防止施設の整備	
脆弱性評価	土砂災害のおそれのある渓流等において、土砂災害を防止する施設の整備がなされる必要があります。
推進方針	県に対して、必要な土砂災害等の防止施設整備を要望していきます。また、機能が充分発揮されるようメンテナンス・点検の実施を要望します。
施策分野	国土保全、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課

■ 防災知識の普及啓発	
脆弱性評価	住民一人ひとりが、地域における水害リスクを把握するとともに、適切な避難行動がとれるよう、周知・啓発を行う必要があります。
推進方針	洪水等が起こった場合のハザードマップを作成しており、浸水の程度や避難情報を示し、住民に周知します。
施策分野	地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 橋の維持管理と河川環境の保全	
脆弱性評価	・道路、橋等の施設更新時期が集中することが明らかである中、施設の健全性や安全で円滑な交通を確保するため、計画的に点検を実施し、適切に維持管理を行う必要があります。 ・保水機能を有する田畑の減少等により増加傾向にある浸水被害の軽減を図るため、水路、河川など既存施設の計画的な改修等について検討する必要があります。
推進方針	・安全で円滑な交通を確保するための定期点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を実施します。 ・河川の治水機能を確保しつつ良好な生活環境を維持するため、地域からの要望を踏まえ、河川環境の改善を図ります。
施策分野	国土保全、老朽化対策
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン、日高市橋梁長寿命化修繕計画

■ 雨水排水対策の推進	
脆弱性評価	・道路冠水等の被害軽減を図るため、放流先の確保について検討し、雨水排水対策を進めていく必要があります。 ・近年頻発する集中豪雨により、雨水浸水対策への関心が高まっていますが、放流先となる現況河川の整備計画、布設計画路線の幅員等の影響により整備を進めるのが難しい状況であるため、事業計画の見直しが必要です。
推進方針	・大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を防止するため、側溝等の雨水排水施設を整備します。 ・近年頻発する集中豪雨に対し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
施策分野	住宅・都市、国土保全
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 雨水処理施設の整備	
脆弱性評価	・内水氾濫等の被害軽減を図るため、雨水の排水先の確保等について、検討及び対策が必要です。 ・地震による液状化や豪雨時の内圧変化によって、マンホールの浮上が発生した場合、道路交通や下水道の排水機能に支障をきたすことから、マンホールの浮上防止対策が必要です。
推進方針	異常気象等による大雨時に発生する道路冠水や宅地などへの浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
施策分野	住宅・都市
担当課	下水道課
関連計画	日高公共下水道事業計画

8-6　文化財の崩壊等による有形・無形の文化が衰退・損失する事態

■ 文化財の保護・管理及び防災意識の向上	
脆弱性評価	郷土愛をもたらし、観光資源でもある指定・登録有形文化財は防火性や耐震性が十分ではなく、大規模災害時に滅失・損壊をもたらす可能性があります。
推進方針	・地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失を防ぐ計画を策定します。 ・建造物の計画的な修理と防災設備の充実を図ります。
施策分野	教育、地域づくり・リスクコミュニケーション
担当課	生涯学習課

（２）施策分野ごとの施策一覧

施策分野１　行政機能

■ 消防力の充実・強化	
起きてはならない最悪の事態	1-1　火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-2　建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態 1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-5　列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-6　災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 3-5　孤立集落が発生する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態 7-1　消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
推進方針	消防団員については、充足している状況ですが、更に技術の向上、施設・機材の整備等、地域消防力の強化を図ります。また、火災の延焼を阻止するため、市内に設置している街角消火器等について、今後も適正に維持管理を行います。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 地域防災力の育成・強化	
起きてはならない最悪の事態	1-1　火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-2　建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態 1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-6　災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 3-5　孤立集落が発生する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態 5-5　地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態 7-1　消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
推進方針	・自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図ります。防災訓練及び自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施することで、自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施します。 ・自主防災組織が整備する防災倉庫及び防災資機材等に対して補助金交付をすることにより、防災資機材の整備を推進します。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 物資の供給体制の強化	
起きてはならない最悪の事態	3-5　孤立集落が発生する事態
推進方針	大規模災害発生時において孤立化するおそれのある地域をはじめ、必要とする箇所に必要な物資を供給できる体制の強化を図ります。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 物資拠点の整備	
起きてはならない最悪の事態	5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
推進方針	本庁舎駐車場について、災害時の救援物資等集積場として、機能確保に努めます。
担当課	管財課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 防犯活動の推進	
起きてはならない最悪の事態	4-1　治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態
推進方針	自主防犯活動団体への支援を行うとともに、警察や関係機関との連携を図り、防犯活動を推進します。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 平常時からの連携関係の確立	
起きてはならない最悪の事態	4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態 5-5　地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
推進方針	・災害時に本市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図ります。 ・災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進します。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 市民等への情報伝達体制の強化	
起きてはならない最悪の事態	1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-6　災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 3-5　孤立集落が発生する事態 3-6　情報通信が輻輳・途絶する事態 3-7　情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
推進方針	市民への情報伝達手段として、市ホームページ、防災行政無線、防災メール、ケーブルテレビによる放送、ＳＮＳ及びＬアラート（災害情報共有システム）、広報車両等、多様な媒体による伝達体制の確立を図ります。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 公共建築物の総合的な管理	
起きてはならない最悪の事態	1-2　建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
推進方針	公共施設の安全性を確保するため、計画的に施設の改修等を実施します。
担当課	財政課
関連計画	日高市公共施設等総合管理計画、日高市公共施設長寿命化計画、日高市公共施設再編計画

■ 公共建築物の耐震化推進	
起きてはならない最悪の事態	1-2　建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-5　地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
推進方針	地震災害時における施設利用者の人命を保護するとともに、地域防災拠点や指定緊急避難場所としての機能を確保するため、公共建築物の耐震化を進めます。
担当課	財政課、各所管課
関連計画	日高市公共施設等総合管理計画、日高市公共施設長寿命化計画、日高市公共施設再編計画

■ 避難先となる施設の適正な維持管理	
起きてはならない最悪の事態	4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-5　地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
推進方針	公共施設再編計画に基づき、施設の老朽化対策として、計画的かつ適正な整備を行います。
担当課	生涯学習課
関連計画	日高市公共施設再編計画

■ 電気・ガス等のエネルギー供給体制・復旧体制の強化	
起きてはならない最悪の事態	5-2　電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
推進方針	平時から連絡会議や訓練を行うなど、事業者との連携体制を強化します。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 水道事業の運営基盤の強化	
起きてはならない最悪の事態	4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
推進方針	水道事業の将来を担う人的資源を確保し、技術力を継承するため、職員を適切に配置するとともに、職員教育を充実させ、人材育成を図ります。
担当課	水道課
関連計画	日高市水道事業長期計画～日高市水道ビジョン2017～、日高市水道事業経営戦略

施策分野２　住宅・都市

■ まち全体の防火機能の向上	
起きてはならない最悪の事態	1-1　火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
推進方針	・大規模火災のリスクを低減するため、地域の状況に応じて、防火地域又は準防火地域の指定を行い、建築物の不燃化及び難燃化を促進するほか、燃焼の拡大を遮断する道路空間の確保を進め、防火、減災に向けたまちづくりを推進します。 ・都市のコンパクト化と強靭化を併せた安全かつ持続可能なまちづくりを推進するため、災害リスクを踏まえた日高市立地適正化計画における防災まちづくり指針の策定を検討します。
担当課	都市計画課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン、日高市立地適正化計画

■ 延焼火災の被害軽減	
起きてはならない最悪の事態	7-1　消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
推進方針	大規模火災のリスクを低減するため、地域の状況に応じて、防火地域又は準防火地域の指定を行い、建築物の不燃化及び難燃化を促進するほか、燃焼の拡大を遮断する道路空間の確保を進め、防火、減災に向けたまちづくりを推進します。
担当課	都市計画課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 公園の防災機能の確保	
起きてはならない最悪の事態	1-1　火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
推進方針	一時的な避難場所や防災空地の確保のため、公園施設の適正な維持管理、長寿命化対策、防災機能を考慮した整備及び未開設区域の開設を推進します。
担当課	市街地整備課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 安心で良好な住環境の整備・保全	
起きてはならない最悪の事態	1-2　建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態 3-1　沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態 8-2　市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	・適正な管理が行われていない空き家等に対して、総合的かつ計画的な対策を講じます。 ・住宅や宅地の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震改修に係る支援等を行います。 ・市営住宅を計画的に適正管理し、居住者の安全確保と建築物の被害軽減を図ります。 ・住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方等について、地区の特性に応じてきめ細かなルール（地区計画）を地域住民と検討します。 ・住宅及び建築物の所有者に対して耐震化に必要な費用の一部を補助し、安全な住環境づくりを行います。 ・多数の者が利用する建築物については県と連携して所有者等への耐震化についての働きかけを実施します。 ・県と連携して建築物及び宅地の危険度を判定する応急危険度判定士体制の整備を継続します。 ・大規模火災のリスクを低減するため、地域の状況に応じて、防火地域又は準防火地域の指定を行い、建築物の不燃化及び難燃化を促進するほか、燃焼の拡大を遮断する道路空間の確保を進め、防災減災に向けたまちづくりを推進します。
担当課	都市計画課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市営住宅長寿命化計画、日高市空家等対策計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 土地利用の抑制	
起きてはならない最悪の事態	1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
推進方針	市街化区域及び市街化調整区域の開発等が可能な区域から災害ハザードエリア（レッドゾーンやイエローゾーン等）を除外して開発抑制を行い、災害ハザードエリアからの移転等を検討します。
担当課	都市計画課
関連計画	日高市都市計画マスタープラン

■ 地域の特性に応じた土地利用の推進	
起きてはならない最悪の事態	8-3　土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
推進方針	開発行為や建築行為の適切な指導により、計画的かつ適正な土地利用を誘導します。
担当課	都市計画課
関連計画	日高市都市計画マスタープラン

■ 計画的な道路配置	
起きてはならない最悪の事態	3-3　旅客の輸送が長期間停止する事態
推進方針	大規模災害時に延焼を遮断することができる道路等の空間の確保、一時的な避難及び活動場所となり得る空間の確保を行うため、都市計画道路や区画道路等の交通ネットワークを構築し、災害に強い都市基盤整備を推進します。
担当課	都市計画課

■ 都市緑地の確保	
起きてはならない最悪の事態	8-4　耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
推進方針	市街地の緑地（農地を含む）は、防災機能や景観形成機能等を有するため、生産緑地制度等を活用し、緑地の保全、創出又は活用に努めます。
担当課	都市計画課
関連計画	日高市都市計画マスタープラン

■ 雨水排水対策の推進	
起きてはならない最悪の事態	1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 3-5　孤立集落が発生する事態 3-6　情報通信が輻輳・途絶する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態 5-2　電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態 5-4　汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態 6-1　農業・産業の生産力が大幅に低下する事態 6-2　金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態 7-2　洪水抑制機能が大幅に低下する事態 8-2　市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3　土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態 8-5　広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
推進方針	・大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を防止するため、側溝等の雨水排水施設を整備します。 ・近年頻発する集中豪雨に対し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 雨水処理施設の整備	
起きてはならない最悪の事態	1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 7-2　洪水抑制機能が大幅に低下する事態 8-5　広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
推進方針	異常気象等による大雨時に発生する道路冠水や宅地などへの浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
担当課	下水道課
関連計画	日高公共下水道事業計画

■ 汚水処理施設の整備・下水道施設の維持管理	
起きてはならない最悪の事態	5-4　汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
推進方針	・公共用水域の水質保全を図るとともに、良好な生活環境が維持できるよう、汚水処理施設の整備を推進します。 ・下水道管路施設の老朽化対策を行い、適正な放流水質を維持するため、計画的かつ効率的な維持管理を推進します。
担当課	下水道課
関連計画	日高公共下水道事業計画、日高市下水道事業経営戦略、日高市下水道ストックマネジメント計画、日高市下水道事業業務継続計画

施策分野３　保健医療

■ 健康を支え守るための環境整備	
起きてはならない最悪の事態	2-2　医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
推進方針	市民が必要なときに適切な医療を受けられるようにするため、身近なかかりつけ医と大学病院などの地域の中核的な医療機関との連携や、在宅医療推進のための環境づくり、救急医療体制の確保など、地域医療体制の一層の充実を図ります。
担当課	保健相談センター
関連計画	日高市地域防災計画

■ 感染症予防体制の整備	
起きてはならない最悪の事態	2-3　ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
推進方針	感染症の重症化やまん延を予防するため、正しい知識の普及を図るとともに、手洗い、うがい、マスクの着用等の感染症予防対策の周知徹底に努めます。また、市民の定期予防接種等を推進するとともに、乳幼児健康診査等を通じて、予防接種の確認や勧奨などを行います。
担当課	保健相談センター

施策分野４　福祉

■ 要配慮者に係る施策の推進	
起きてはならない最悪の事態	1-1　火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-2　建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態 1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-6　災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
推進方針	要配慮者利用施設における避難体制強化のため、事業者に避難確保計画策定及び避難訓練実施に向けた必要な支援・働きかけを推進していきます。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 避難行動要支援者等への支援	
起きてはならない最悪の事態	1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-6　災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
推進方針	高齢者や障がい者等の要支援者が災害時に安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進します。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 保育施設の総合的な管理	
起きてはならない最悪の事態	1-2　建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
推進方針	公共施設再編計画に基づき、安全で快適な保育環境を確保するため、計画的かつ適正な整備等を行います。
担当課	子育て応援課
関連計画	日高市公共施設長寿命化計画、日高市公共施設再編計画

施策分野５　エネルギー

■ 電気・ガス等のエネルギー供給体制・復旧体制の強化	
起きてはならない最悪の事態	5-2　電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
推進方針	平時から連絡会議や訓練を行うなど、事業者との連携体制を強化します。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 民間事業者との連携による燃料の確保	
起きてはならない最悪の事態	5-2　電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
推進方針	日高市と埼玉県石油商業組合飯能日高支部日高班により、「災害時における燃料等の優先供給に関する協定書」を交わし、市内に災害が発生した場合における燃料等の優先供給に関し、必要と想定される量の確保に努めます。また、協定の下、本庁舎の発電に関して、軽油の確保に努めます。
担当課	管財課

■ 再生可能エネルギーの導入拡大	
起きてはならない最悪の事態	5-2　電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
推進方針	太陽光発電設備の設置等の再生可能エネルギーの導入に向けて、施設管理者と協議し推進します。
担当課	環境課
関連計画	第２次日高市環境基本計画

施策分野６　情報通信

■ 基幹業務システム等の耐障害性の強化	
起きてはならない最悪の事態	3-6　情報通信が輻輳・途絶する事態
推進方針	今後は国のデジタル・ガバメント実行計画を受け、国が整備するISMAP準拠のより高可用性・耐障害性のクラウドサービスへの移行を行っていく必要があります。
担当課	市政情報課
関連計画	デジタル・ガバメント実行計画

■ 正確な情報収集発信	
起きてはならない最悪の事態	3-7　情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
推進方針	噂やデマ等の可能性を加味しながら、危機管理部門と連携して、裏付けが取れる正確な情報を市ホームページ等で公開していきます。
担当課	市政情報課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 市民等への情報伝達体制の強化	
起きてはならない最悪の事態	1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-6　災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 3-5　孤立集落が発生する事態 3-6　情報通信が輻輳・途絶する事態 3-7　情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
推進方針	市民への情報伝達手段として、市ホームページ、防災行政無線、防災メール、ケーブルテレビによる放送、ＳＮＳ及びＬアラート（災害情報共有システム）、広報車両等、多様な媒体による伝達体制の確立を図ります。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 多様な伝達手段の確保	
起きてはならない最悪の事態	3-7　情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
推進方針	防災行政無線、市ホームページ、ＳＮＳ、アプリなどを活用し、多様な情報伝達手段により災害情報や避難情報等を発信します。
担当課	市政情報課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 農業用ため池の防災対策	
起きてはならない最悪の事態	1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
推進方針	農業用ため池７箇所の適正な維持管理を実施するとともに、防災重点農業用ため池１箇所の調査結果に基づく対策を実施するための設計及び工事を進めていくとともに、ハザードマップにより危険度を周知することで、防災意識の向上を図ります。
担当課	産業振興課

■ 外国人市民に優しいまちづくりの推進	
起きてはならない最悪の事態	1-6　災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 3-7　情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態 5-5　地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
推進方針	災害時等における外国人市民への的確な情報を周知するため、多言語による情報提供の充実及び通訳・翻訳ボランティアの増員を図ります。
担当課	総務課
関連計画	日高市地域防災計画

施策分野７　産業

■ 企業への支援・商工振興活動の支援	
起きてはならない最悪の事態	6-1　農業・産業の生産力が大幅に低下する事態 6-2　金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
推進方針	・地域の産業を活性化するため、農業・工業・商業のバランスの取れた産業の振興を支援します。 ・商工業事業者の経営の安定化を図り、地域経済を活性化するため、商工業事業者等を支援します。 ・関係機関と連携し、就労・就業を支援します。 ・就業の場創出のための施策を行います。 ・日高市商工会や市内事業者と連携して、地域経済の安定化及び持続的発展を進めます。 ・災害等の発生時において、事業活動が継続できるよう市内において事業を営む中小企業者等に対し、災害等の発生時において、事業活動が継続できるよう、必要な資金の融資斡旋等を行います。
担当課	産業振興課
関連計画	創業支援等事業計画

■ 事業者ＢＣＰ策定支援	
起きてはならない最悪の事態	6-1　農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
推進方針	日高市商工会と連携し、小規模事業者に対し、事業継続に関する普及啓発セミナーや市の施策の紹介し、事業継続力強化計画（ＢＣＰ）の策定支援を行います。
担当課	産業振興課

施策分野８　交通

■ 交通安全の推進	
起きてはならない最悪の事態	1-5　列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 3-1　沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態 3-2　信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態 5-2　電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
推進方針	・列車やバス等公共交通の事業者との連携を図り、安全な運行ができるよう推進します。 ・安全に通行できるように交通安全施設整備を推進します。 ・交通事故から身を守れるように交通安全教育の周知啓発を図ります。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 幹線市道整備・生活道路の整備・道路の維持管理	
起きてはならない最悪の事態	1-6　災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 3-1　沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態 3-3　旅客の輸送が長期間停止する事態 3-4　物資の輸送が長期間停止する事態 3-5　孤立集落が発生する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態 6-1　農業・産業の生産力が大幅に低下する事態 6-2　金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態 8-2　市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	・市内の移動をスムーズにする幹線道路、都市計画道路などの整備を計画的に推進します。 ・地域からの要望等を踏まえながら、生活道路としての機能向上、歩行者などの安全性を確保し、道路環境の改善を図ります。 ・安全で快適な道路空間を確保するための定期的な点検など、計画的な維持管理を行います。
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 計画的な道路配置	
起きてはならない最悪の事態	3-3　旅客の輸送が長期間停止する事態
推進方針	大規模災害時に延焼を遮断することができる道路等の空間の確保、一時的な避難及び活動場所となり得る空間の確保を行うため、都市計画道路や区画道路等の交通ネットワークを構築し、災害に強い都市基盤整備を推進します。
担当課	都市計画課

施策分野９　農林業

■ 農業基盤の整備及び維持管理	
起きてはならない最悪の事態	6-1　農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
推進方針	土地改良事業による農業基盤整備、農地中間管理事業による農地の集積化を進め、農業基盤の健全な維持管理に努めます。
担当課	産業振興課

■ 農業経営の安定化	
起きてはならない最悪の事態	6-1　農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
推進方針	新規就農者等の担い手確保や、スマート農業の推進等といった農業者等の経営安定に向けた支援を行います。
担当課	産業振興課

■ 都市緑地の確保	
起きてはならない最悪の事態	8-4　耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
推進方針	市街地の緑地（農地を含む）は、防災機能や景観形成機能等を有するため、生産緑地制度等を活用し、緑地の保全、創出又は活用に努めます。
担当課	都市計画課
関連計画	日高市都市計画マスタープラン

■ 遊休農地の解消対策	
起きてはならない最悪の事態	8-4　耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
推進方針	年々増加する遊休農地の解消に向けて、適正な維持管理の推進及び農地中間管理事業による農地の集積化に努めます。
担当課	産業振興課

■ 森林の保全及び林業生産性の向上	
起きてはならない最悪の事態	8-4　耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
推進方針	森林環境譲与税を活用し、担い手の育成、公共施設の木造化・木質化等の利活用を推進し、林業生産性の向上を図ります。
担当課	産業振興課

施策分野10　国土保全

■ 橋の維持管理と河川環境の保全	
起きてはならない最悪の事態	1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 3-5　孤立集落が発生する事態 3-6　情報通信が輻輳・途絶する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態 5-2　電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態 5-4　汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態 6-1　農業・産業の生産力が大幅に低下する事態 6-2　金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態 7-2　洪水抑制機能が大幅に低下する事態 8-2　市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3　土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態 8-5　広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
推進方針	・安全で円滑な交通を確保するための定期点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を実施します。 ・河川の治水機能を確保しつつ良好な生活環境を維持するため、地域からの要望を踏まえ、河川環境の改善を図ります。
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン、日高市橋梁長寿命化修繕計画

■ 雨水排水対策の推進	
起きてはならない最悪の事態	1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 3-5　孤立集落が発生する事態 3-6　情報通信が輻輳・途絶する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態 5-2　電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態 5-4　汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態 6-1　農業・産業の生産力が大幅に低下する事態 6-2　金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態 7-2　洪水抑制機能が大幅に低下する事態 8-2　市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3　土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態 8-5　広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
推進方針	・大雨時の道路冠水、宅地などへの浸水被害を防止するため、側溝等の雨水排水施設を整備します。 ・近年頻発する集中豪雨に対し、浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 土砂災害等防止施設の整備	
起きてはならない最悪の事態	1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 3-1　沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態 3-4　物資の輸送が長期間停止する事態 3-5　孤立集落が発生する事態 3-6　情報通信が輻輳・途絶する事態 8-2　市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-4　耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態 8-5　広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
推進方針	県に対して、必要な土砂災害等の防止施設整備を要望していきます。また、機能が充分発揮されるようメンテナンス・点検の実施を要望します。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 森林整備による防災対策	
起きてはならない最悪の事態	1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
推進方針	山腹崩壊場所や地すべり場所等の把握に努め、崩壊や土石流のおそれのある山林での被害予防のため、治山事業などを実施していきます。
担当課	産業振興課

■ 森林管理道の維持管理	
起きてはならない最悪の事態	3-5　孤立集落が発生する事態
推進方針	定期的な点検などによる計画的な維持管理を行い、安全な森林管理道の確保に努めます。
担当課	産業振興課

■ 農業用ため池の防災対策	
起きてはならない最悪の事態	1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
推進方針	農業用ため池７箇所の適正な維持管理を実施するとともに、防災重点農業用ため池１箇所の調査結果に基づく対策を実施するための設計及び工事を進めていくとともに、ハザードマップにより危険度を周知することで、防災意識の向上を図ります。
担当課	産業振興課

■ 防災重点農業用ため池の維持管理	
起きてはならない最悪の事態	7-2　洪水抑制機能が大幅に低下する事態
推進方針	防災重点農業用ため池の定期的な点検及び健全な維持管理に努めます。
担当課	産業振興課

施策分野11　ライフライン

■ 電気・ガス等のエネルギー供給体制・復旧体制の強化	
起きてはならない最悪の事態	5-2　電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
推進方針	平時から連絡会議や訓練を行うなど、事業者との連携体制を強化します。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 安心で安定した水道水の供給	
起きてはならない最悪の事態	2-3　ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態 5-3　取水停止等により、給水停止が長期化する事態
推進方針	・市民が安心して飲める水道水を供給するため、水源環境を保全し、水質を適正に管理します。 ・水道水を安定して供給するため、浄水施設を計画的に更新するとともに、適切な維持管理に努めます。
担当課	水道課
関連計画	日高市水道事業長期計画～日高市水道ビジョン2017～、日高市水道事業経営戦略

■ 災害に強い給水体制の確立	
起きてはならない最悪の事態	2-3　ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態 5-3　取水停止等により、給水停止が長期化する事態
推進方針	災害に強い給水体制を確立するため、水道施設の耐震化を計画的に推進します。
担当課	水道課
関連計画	日高市水道事業長期計画～日高市水道ビジョン2017～、日高市水道事業経営戦略

施策分野12　教育

■ 学校の災害対応力の向上	
起きてはならない最悪の事態	1-1　火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-2　建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態 1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
推進方針	各学校において地域の関係機関との連携を生かし、教職員の危機管理能力の向上や、主体的に行動できる児童生徒の育成に努めます。
担当課	学校教育課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市教育振興基本計画

■ 文化財の保護・管理及び防災意識の向上	
起きてはならない最悪の事態	8-6　文化財の崩壊等による有形・無形の文化が衰退・損失する事態
推進方針	・地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失を防ぐ計画を策定します。 ・建造物の計画的な修理と防災設備の充実を図ります。
担当課	生涯学習課

施策分野13　土地利用

■ 安心で良好な住環境の整備・保全	
起きてはならない最悪の事態	1-2　建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態 3-1　沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態 8-2　市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
推進方針	・適正な管理が行われていない空き家等に対して、総合的かつ計画的な対策を講じます。 ・住宅や宅地の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震改修に係る支援等を行います。 ・市営住宅を計画的に適正管理し、居住者の安全確保と建築物の被害軽減を図ります。 ・住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方等について、地区の特性に応じてきめ細かなルール（地区計画）を地域住民と検討します。 ・住宅及び建築物の所有者に対して耐震化に必要な費用の一部を補助し、安全な住環境づくりを行います。 ・多数の者が利用する建築物については県と連携して所有者等への耐震化についての働きかけを実施します。 ・県と連携して建築物及び宅地の危険度を判定する応急危険度判定士体制の整備を継続します。 ・大規模火災のリスクを低減するため、地域の状況に応じて、防火地域又は準防火地域の指定を行い、建築物の不燃化及び難燃化を促進するほか、燃焼の拡大を遮断する道路空間の確保を進め、防災減災に向けたまちづくりを推進します。
担当課	都市計画課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市営住宅長寿命化計画、日高市空家等対策計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 土地利用の抑制	
起きてはならない最悪の事態	1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
推進方針	市街化区域及び市街化調整区域の開発等が可能な区域から災害ハザードエリア（レッドゾーンやイエローゾーン等）を除外して開発抑制を行い、災害ハザードエリアからの移転等を検討します。
担当課	都市計画課
関連計画	日高市都市計画マスタープラン

■ 地籍調査の推進	
起きてはならない最悪の事態	8-3　土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
推進方針	災害が発生した場合の早期復旧実現のため、土地の所在（境界）を明確にできるよう、計画的に地籍調査を実施します。
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン

■ 地域の特性に応じた土地利用の推進	
起きてはならない最悪の事態	8-3　土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
推進方針	開発行為や建築行為の適切な指導により、計画的かつ適正な土地利用を誘導します。
担当課	都市計画課
関連計画	日高市都市計画マスタープラン

施策分野14　環境

■ ごみの適正な処理	
起きてはならない最悪の事態	2-3　ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態 8-1　大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
推進方針	衛生的な生活環境を確保するため、市内で排出されるごみ（一般廃棄物）の継続的、安定的な収集・処理体制を確立します。
担当課	環境課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市災害廃棄物処理計画

■ し尿の適正な処理	
起きてはならない最悪の事態	2-3　ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
推進方針	・衛生的な生活環境を確保するため、入間西部衛生組合及びし尿収集運搬事業者と連携し、し尿を適正に処理します。 ・し尿処理施設の効率的な運営を図ります。
担当課	環境課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市災害廃棄物処理計画

■ 県等関係機関との連携及び監視体制の強化	
起きてはならない最悪の事態	1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
推進方針	監視体制を強化するとともに、必要に応じ県等関係機関と連携し、各法令に基づく指導等を行う必要があります。
担当課	環境課
関連計画	第２次日高市環境基本計画

■ 再生可能エネルギーの導入拡大	
起きてはならない最悪の事態	5-2　電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
推進方針	太陽光発電設備の設置等の再生可能エネルギーの導入に向けて、施設管理者と協議し推進します。
担当課	環境課
関連計画	第２次日高市環境基本計画

■ 埼玉県等の関係機関との連携	
起きてはならない最悪の事態	7-3　危険物・有害物質等が流出する事態
推進方針	県等関係機関と連携し、事業所等への注意喚起を行うとともに、流出事故に迅速に対応できる体制の整備を図ります。
担当課	環境課
関連計画	第２次日高市環境基本計画

施策分野15　地域づくり・リスクコミュニケーション

■ 消防力の充実・強化	
起きてはならない最悪の事態	1-1　火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-2　建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態 1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-5　列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-6　災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 3-5　孤立集落が発生する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態 7-1　消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
推進方針	消防団員については、充足している状況ですが、更に技術の向上、施設・機材の整備等、地域消防力の強化を図ります。また、火災の延焼を阻止するため、市内に設置している街角消火器等について、今後も適正に維持管理を行います。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 地域防災力の育成・強化	
起きてはならない最悪の事態	1-1　火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-2　建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態 1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-6　災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 3-5　孤立集落が発生する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態 5-5　地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態 7-1　消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
推進方針	・自主防災組織の育成を図り、地域防災力の向上を図ります。防災訓練及び自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施することで、自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施します。 ・自主防災組織が整備する防災倉庫及び防災資機材等に対して補助金交付をすることにより、防災資機材の整備を推進します。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 土砂災害等防止施設の整備	
起きてはならない最悪の事態	1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 3-1　沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態 3-4　物資の輸送が長期間停止する事態 3-5　孤立集落が発生する事態 3-6　情報通信が輻輳・途絶する事態 8-2　市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-4　耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態 8-5　広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
推進方針	県に対して、必要な土砂災害等の防止施設整備を要望していきます。また、機能が充分発揮されるようメンテナンス・点検の実施を要望します。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 平常時からの連携関係の確立	
起きてはならない最悪の事態	4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態 5-5　地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
推進方針	・災害時に本市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図ります。 ・災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進します。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 電気・ガス等のエネルギー供給体制・復旧体制の強化	
起きてはならない最悪の事態	5-2　電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
推進方針	平時から連絡会議や訓練を行うなど、事業者との連携体制を強化します。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 要配慮者に係る施策の推進	
起きてはならない最悪の事態	1-1　火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-2　建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態 1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-6　災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
推進方針	要配慮者利用施設における避難体制強化のため、事業者に避難確保計画策定及び避難訓練実施に向けた必要な支援・働きかけを推進していきます。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 避難行動要支援者等への支援	
起きてはならない最悪の事態	1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-6　災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
推進方針	高齢者や障がい者等の要支援者が災害時に安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進します。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 防災知識の普及啓発	
起きてはならない最悪の事態	1-1　火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-2　建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態 1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-4　大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-6　災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 3-5　孤立集落が発生する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態 5-5　地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態 7-2　洪水抑制機能が大幅に低下する事態 8-5　広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
推進方針	・広報紙の配布や講習会等の開催のほか、ハザードマップによる啓発などにより、市民の防災意識の高揚を図り、防災に関する知識の普及啓発を図ります。 ・洪水等が起こった場合のハザードマップを作成しており、浸水の程度や避難情報を示し、住民に周知します。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 農業用ため池の防災対策	
起きてはならない最悪の事態	1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
推進方針	農業用ため池７箇所の適正な維持管理を実施するとともに、防災重点農業用ため池１箇所の調査結果に基づく対策を実施するための設計及び工事を進めていくとともに、ハザードマップにより危険度を周知することで、防災意識の向上を図ります。
担当課	産業振興課

■ 地域コミュニティ施設整備の支援	
起きてはならない最悪の事態	1-6　災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
推進方針	災害時には自主防災組織の拠点となる集会施設整備を支援します。平常時は地域活動の拠点となることで、地域住民の自助や連携意識を醸成する施設となります。
担当課	総務課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 地域コミュニティ活動の促進	
起きてはならない最悪の事態	5-5　地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
推進方針	・市民が市政に参加し、市民と行政が協働して愛着と誇りのある住み良いまちづくりを進めるため、日高市市民参加条例に基づく市民参加の推進を図るとともに、日高市社会福祉協議会のボランティアセンター機能の充実を支援し、ボランティア活動等を振興します。 ・地域におけるつながりを高め、様々な地域課題を解決し、安心して暮らしやすいまちづくりを進めるため、自治会や市コミュニティ協議会の活動を支援し、地域におけるコミュニティ活動の促進を図ります。
担当課	総務課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 公民館を通じた地域のつながりの強化	
起きてはならない最悪の事態	5-5　地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
推進方針	地域コミュニティの活動拠点でもある公民館において、様々な社会教育活動を実施・支援し、地域のつながりを深める活動を推進します。
担当課	生涯学習課

■ 男女共同参画社会の形成の促進	
起きてはならない最悪の事態	5-5　地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
推進方針	防災・災害対策における男女共同参画の取組として、研修会や地域防災会議などへの女性の参画を促進します。また、男女のニーズの違いを意識した備蓄品配備や避難所運営などの災害対策を進めます。
担当課	総務課
関連計画	日高市地域防災計画、第５次日高市男女共同参画プラン

■ 外国人市民に優しいまちづくりの推進	
起きてはならない最悪の事態	1-6　災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 3-7　情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態 5-5　地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
推進方針	災害時等における外国人市民への的確な情報を周知するため、多言語による情報提供の充実及び通訳・翻訳ボランティアの増員を図ります。
担当課	総務課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 防犯活動の推進	
起きてはならない最悪の事態	4-1　治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態
推進方針	自主防犯活動団体への支援を行うとともに、警察や関係機関との連携を図り、防犯活動を推進します。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 避難所における衛生環境の保持	
起きてはならない最悪の事態	5-5　地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
推進方針	避難所における衛生環境を保持するため、衛生用品や仮設トイレ等の資器材を整備するとともに、間仕切りテント等を配備するなどプライバシーへも配慮した環境を整備します。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 避難所の運営体制の強化	
起きてはならない最悪の事態	5-5　地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
推進方針	避難所における生活が長期化する場合は、住民による自主的な避難所運営ができるよう、体制を整備します。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 物資の供給体制の強化	
起きてはならない最悪の事態	3-5　孤立集落が発生する事態
推進方針	大規模災害発生時において孤立化するおそれのある地域をはじめ、必要とする箇所に必要な物資を供給できる体制の強化を図ります。
担当課	危機管理課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 文化財の保護・管理及び防災意識の向上	
起きてはならない最悪の事態	8-6　文化財の崩壊等による有形・無形の文化が衰退・損失する事態
推進方針	・地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失を防ぐ計画を策定します。 ・建造物の計画的な修理と防災設備の充実を図ります。
担当課	生涯学習課

施策分野16　老朽化対策

■ 公共建築物の総合的な管理	
起きてはならない最悪の事態	1-2　建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
推進方針	公共施設の安全性を確保するため、計画的に施設の改修等を実施します。
担当課	財政課
関連計画	日高市公共施設等総合管理計画、日高市公共施設長寿命化計画、日高市公共施設再編計画

■ 公共建築物の耐震化推進	
起きてはならない最悪の事態	1-2　建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-5　地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
推進方針	地震災害時における施設利用者の人命を保護するとともに、地域防災拠点や指定緊急避難場所としての機能を確保するため、公共建築物の耐震化を進めます。
担当課	財政課、各所管課
関連計画	日高市公共施設等総合管理計画、日高市公共施設長寿命化計画、日高市公共施設再編計画

■ 保育施設の総合的な管理	
起きてはならない最悪の事態	1-2　建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
推進方針	公共施設再編計画に基づき、安全で快適な保育環境を確保するため、計画的かつ適正な整備等を行います。
担当課	子育て応援課
関連計画	日高市公共施設長寿命化計画、日高市公共施設再編計画

■ 避難先となる施設の適正な維持管理	
起きてはならない最悪の事態	4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-5　地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
推進方針	公共施設再編計画に基づき、施設の老朽化対策として、計画的かつ適正な整備を行います。
担当課	生涯学習課
関連計画	日高市公共施設再編計画

■ 地域コミュニティ施設整備の支援	
起きてはならない最悪の事態	1-6　災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
推進方針	災害時には自主防災組織の拠点となる集会施設整備を支援します。平常時は地域活動の拠点となることで、地域住民の自助や連携意識を醸成する施設となります。
担当課	総務課
関連計画	日高市地域防災計画

■ 橋の維持管理と河川環境の保全	
起きてはならない最悪の事態	1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 2-1　救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 3-5　孤立集落が発生する事態 3-6　情報通信が輻輳・途絶する事態 4-2　市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 5-1　食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態 5-2　電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態 5-4　汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態 6-1　農業・産業の生産力が大幅に低下する事態 6-2　金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態 7-2　洪水抑制機能が大幅に低下する事態 8-2　市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3　土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態 8-5　広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
推進方針	・安全で円滑な交通を確保するための定期点検を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕を実施します。 ・河川の治水機能を確保しつつ良好な生活環境を維持するため、地域からの要望を踏まえ、河川環境の改善を図ります。
担当課	建設課
関連計画	日高市地域防災計画、日高市都市計画マスタープラン、日高市橋梁長寿命化修繕計画

■ 汚水処理施設の整備・下水道施設の維持管理	
起きてはならない最悪の事態	5-4　汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
推進方針	・公共用水域の水質保全を図るとともに、良好な生活環境が維持できるよう、汚水処理施設の整備を推進します。 ・下水道管路施設の老朽化対策を行い、適正な放流水質を維持するため、計画的かつ効率的な維持管理を推進します。
担当課	下水道課
関連計画	日高公共下水道事業計画、日高市下水道事業経営戦略、日高市下水道ストックマネジメント計画、日高市下水道事業業務継続計画

■ 農業用ため池の防災対策	
起きてはならない最悪の事態	1-3　異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
推進方針	農業用ため池７箇所の適正な維持管理を実施するとともに、防災重点農業用ため池１箇所の調査結果に基づく対策を実施するための設計及び工事を進めていくとともに、ハザードマップにより危険度を周知することで、防災意識の向上を図ります。
担当課	産業振興課

■ 防災重点農業用ため池の維持管理	
起きてはならない最悪の事態	7-2　洪水抑制機能が大幅に低下する事態
推進方針	防災重点農業用ため池の定期的な点検及び健全な維持管理に努めます。
担当課	産業振興課

■ 安心で安定した水道水の供給	
起きてはならない最悪の事態	2-3　ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態 5-3　取水停止等により、給水停止が長期化する事態
推進方針	・市民が安心して飲める水道水を供給するため、水源環境を保全し、水質を適正に管理します。 ・水道水を安定して供給するため、浄水施設を計画的に更新するとともに、適切な維持管理に努めます。
担当課	水道課
関連計画	日高市水道事業長期計画～日高市水道ビジョン2017～、日高市水道事業経営戦略

■ 災害に強い給水体制の確立	
起きてはならない最悪の事態	2-3　ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態 5-3　取水停止等により、給水停止が長期化する事態
推進方針	災害に強い給水体制を確立するため、水道施設の耐震化を計画的に推進します。
担当課	水道課
関連計画	日高市水道事業長期計画～日高市水道ビジョン2017～、日高市水道事業経営戦略

第６章　強靱化の推進に向けて

６－１　強靱化に向けた推進体制の確保

強靱化に関する市の具体的な取組については、本計画の第５章及び日高市地域防災計画等の当該取組が位置付けられた計画等に基づき着実に推進するものとします。

本計画は、市だけでなく、ライフライン事業者、民間企業等の関係主体による取組を含め、市内における強靱化施策を推進するための基本的な指針となるものです。本計画及び本計画の策定に先立ち実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、市民、民間企業、行政機関等、社会を構成する主体が担う役割を理解し、自主的かつ積極的に取り組むことが必要です。

（１）市民の役割

大規模自然災害が発生した場合、現在の当たり前の日常が一変し、必要な物資が手に入らないなど制約のある生活となることが予測されます。平常時から水・食料の備蓄をしておく等自助に取り組むとともに、住宅を耐震化するなど生活の基盤を維持できるよう備えておくことが期待されます。

加えて、「自分の地域は自分で守る」ため、近所とのつながりづくりや自主防災組織への参加を通じて平常時から助け合い（共助）の体制づくりを進めることが期待されます。

（２）民間企業の役割

民間企業による経済活動は、市民の安定した生活を支えたり、社会貢献活動を行うなど、地域で大きな役割を担っています。大規模自然災害が発生した場合にも、経済活動の基盤となる施設を維持できるよう災害に強い施設を備えておくとともに、地域経済を停滞させないよう活動を継続することが期待されます。

また、地域社会の一員として、地域における助け合い（共助）の活動に積極的に参加・貢献するなど、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも期待されます。

加えて、市民生活や経済活動の基盤となるライフラインを担う企業においては、大規模自然災害による影響を受けないよう施設の耐震化等により備えるとともに、被災した場合もできるだけ早期に平常時のサービス水準を回復できるようにすることが期待されます。

（３）行政機関の役割

本市の強靱化を実効性のあるものとするためには、本計画に基づきその取組を総合的かつ計画的に進めることが必要です。

他市町村及び県や国との連携が必要な事項については、関係機関と協議を重ねて、本市と他市町村の両方を強靱化できるよう協力関係を深めていくことが必要です。

また、市民、民間企業等の各主体が積極的に強靱化に取り組めるような環境整備や情報提供等を進めていきます。

本計画に基づく事業の実施については、計画書末尾に掲げた交付金・補助金等を活用するものとします。

６－２　他計画との整合と本計画の見直し

（１）他計画との整合

本計画は、市の個別計画等の強靭化に係る指針となるものであることから、強靭化に関係する他の個別計画等の改定の際には、本計画の内容と整合を図るものとします。

（２）計画の見直し

本計画については、今後の国土強靭化を取り巻く社会経済情勢等の変化や国土強靭化の施策の進捗状況等を考慮して計画内容の見直しを行うこととします。

■令和４年度における国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等

（令和４年１月17日時点）

省庁名	No	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業
内閣府	1	地方創生整備推進交付金	地方創生整備推進交付金事業
警察庁	2	都道府県警察施設整備費補助金（一般施設整備費補助金）	庁舎等整備事業
	3	都道府県警察施設整備費補助金（交通安全施設等整備費補助金）	災害に備えた交通安全施設等の整備事業
総務省	4	放送ネットワーク整備支援事業費補助金	地上基幹放送ネットワーク整備事業
			地域ケーブルテレビネットワーク整備事業
			「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業
	5	無線システム普及支援事業費等補助金	地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業
			民放ラジオ難聴解消支援事業
	6	消防防災施設整備費補助金	消防防災施設整備費補助金
	7	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊設備整備費補助金
文部科学省	8	学校施設環境改善交付金	学校施設環境改善交付金
	9	認定こども園施設整備交付金	認定こども園整備
			幼稚園耐震化整備
	10	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業
			国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業（耐震診断）
			伝統的建造物群基盤強化事業
			歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業
			国宝・重要文化財等美術工芸品保存修理抜本強化事業
	11	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	重要文化財等防災施設整備事業
厚生労働省	12	地方改善施設整備費補助金	隣保館等施設整備費補助金
	13	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金
	14	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金
	15	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等整備事業
	16	保育所等整備交付金	保育所等整備交付金
	17	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
農林水産省	18	農業・食品産業強化対策整備交付金	強い農業づくり総合支援交付金（卸売市場施設整備）
	19	農村地域防災減災事業費補助	農村地域防災減災事業
	20	農山漁村地域整備交付金	農業農村基盤整備事業
			森林基盤整備事業
			水産基盤整備事業
			海岸保全施設整備事業
	21	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業
	22	農山漁村活性化対策整備交付金	農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型）
			鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合支援事業
	23	農山漁村活性化対策推進交付金	鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合支援事業
	24	治山事業	緊急予防治山事業
	25	森林整備事業	山村強靱化林道整備事業

省庁名	No	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業
農林水産省	26	林業・木材産業成長産業化促進対策	山村地域の防災・減災対策
	27	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	森林・山村多面的機能発揮対策交付金
	28	水産物供給基盤整備事業費補助	水産流通基盤整備事業
			水産物供給基盤機能保全事業
	29	水産資源環境整備事業費補助	水産生産基盤整備事業
	30	浜の活力再生・成長促進交付金	浜の活力再生・成長促進交付金
	31	漁村振興対策地方公共団体整備費補助金	漁港機能増進事業
	32	海岸保全施設整備事業費補助	海岸保全施設整備事業（農地海岸）
			海岸保全施設整備事業（漁港海岸）
経済産業省	33	石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金
			災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費
			離島・ＳＳ過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費 過疎地等における石油製品の流通体制整備事業
			地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費 燃料供給に関する計画策定支援事業
国土交通省	34	防災・安全交付金	道路事業
			港湾事業
			河川事業 （その他総合的な治水事業を含む）
			砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他総合的な治水事業
			下水道事業
			海岸事業
			都市公園・緑地等事業
			市街地整備事業＜都市防災推進事業＞
			市街地整備事業＜都市再生区画整理事業＞
			市街地整備事業＜市街地再開発事業等＞
			地域住宅計画に基づく事業
			住環境整備事業
	35	住宅市街地総合整備促進事業費補助	密集市街地総合防災事業
			空き家対策総合支援事業
			地域居住機能再生推進事業
			地域防災拠点建築物整備緊急促進事業
	36	港湾改修費補助	港湾改修費補助
	37	海岸保全施設整備事業費補助	海岸保全施設整備連携事業
			海岸メンテナンス事業
			津波対策緊急事業
	38	地籍調査費負担金	地籍調査費負担金
	39	地籍整備推進調査費補助金	地籍整備推進調査費補助金
	40	特定洪水対策等推進事業費補助	事業間連携河川事業
			大規模特定河川事業
			河川メンテナンス事業
	41	特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助	特定都市河川浸水被害対策推進事業
	42	堰堤改良費補助	ダムメンテナンス事業
	43	特定土砂災害対策推進事業費補助	事業間連携砂防等事業
			大規模特定砂防等事業
			砂防メンテナンス事業

省庁名	No	交付金・補助金名等	対象となる交付・補助対象事業
国土交通省			まちづくり連携砂防等事業
	44	下水道防災事業費補助	浸水対策下水道事業費補助
	45	都市安全確保促進事業費補助金	都市安全確保促進事業
	46	無電柱化推進事業費補助	無電柱化推進計画事業
	47	道路交通安全施設等整備事業費補助	交通安全対策事業（地区内連携）
	48	道路更新防災等対策事業費補助	道路更新防災対策事業
	49	地域連携道路事業費補助	地域連携道路事業
	50	交通連携道路事業費補助	交通連携道路事業
	51	道路交通円滑化事業費補助	交通円滑化事業
	52	空港整備事業費補助金	空港整備事業
環境省	53	自然環境整備交付金	国立公園整備事業
			国定公園等整備事業
	54	環境保全施設整備交付金	国立公園整備事業
	55	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）	浄化槽設置整備事業
			公共浄化槽等整備推進事業
	56	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
			建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業
	57	循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）	循環型社会形成推進交付金事業
	58	廃棄物処理施設整備交付金（大規模災害に備えた廃棄物処理体制拠点整備事業）	廃棄物処理施設整備交付金事業

○重点化とは、交付要綱や通知等において具体の内容を明示したうえで、「重点配分」又は「優先採択」をすることをいいます。
・重点配分：通常交付より手厚く配分する又は予算額のポイント配分の際にポイントを加算するなど
・優先採択：優先的に採択する又は採択判定の際にポイント加算など有利となるようにするなど
○一定程度配慮とは、上記以外で、交付判断する際に、何らかの配慮等をすることをいいます。
○上記は今後変更となる場合があり得ます。
また、令和４年度予算の成立を待って実施するものであり、予算の成立状況によっては変更される場合があり得ます。

日高市国土強靱化地域計画

令和４年３月発行
発行／日高市